

# 新居浜市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

平成23年11月

新 居 浜 市

## == 目 次 ==

第1章 総論	1
第1節 ごみ処理基本計画の位置づけ	1
第2節 計画期間、目標年度	1
第3節 新居浜市の概況	1
(1) 産業の動向	1
(2) 人口動態	2
第2章 ごみ処理の現況	3
第1節 ごみ処理の沿革	3
第2節 ごみ処理フロー	4
第3節 ごみ処理体制	5
(1) 収集	5
(2) 処理施設	6
(3) 排出抑制	7
第4節 ごみ処理の実績	8
(1) 処理量の推移	8
(2) 施設での処理状況	9
(3) 定期収集の状況	13
(4) ごみ処理経費	14
第3章 ごみ処理の課題	15
第1節 評価の指標	15
(1) 一人一日当たり排出量	15
(2) 家庭系ごみ	15
(3) リサイクル率	16
(4) 最終処分量(埋立率)	16
(5) 処理経費	17
第2節 国・他自治体との比較	19
(1) 国、愛媛県の目標値との比較	19
(2) 類似団体との比較	20
第3節 課題の抽出	22
(1) 排出抑制・減量化に関する項目	22
(2) 資源化に関する項目	22
(3) 収集に関する項目	22
(4) 処理に関する項目	22
(5) 経費に関する項目	23

第4章 基本理念と基本方針 .....	24
第1節 基本理念 .....	24
第2節 基本方針 .....	24
第5章 ごみの発生量及び処理量の見込み .....	25
第1節 ごみ発生量の推計 .....	25
第2節 ごみ処理量の見込み .....	26
(1) 第五次長期総合計画におけるごみ減量目標 .....	26
(2) ごみ減量の目標とごみ量予測 .....	26
(3) リサイクルの目標 .....	28
(4) 目標年度のごみ処理フロー .....	29
第6章 目標達成に向けた取り組み .....	30
第1節 第5次長期総合計画における基本計画と主な取り組み .....	30
第2節 本計画における取り組み .....	30
(1) 排出抑制と減量課の取り組み .....	30
(2) 資源化の取り組み .....	31
(3) 収集に関する取り組み .....	31
(4) 処理に関する取り組み .....	31
(5) 経費軽減に関する取り組み .....	32
(6) レジ袋削減、マイバッグ持参推進の取り組み .....	32
(7) バイオマス利活用の取り組み .....	32
(8) 不法投棄防止・まち美化の取り組み .....	32
(9) 環境学習の取り組み .....	32
第3節 家庭ごみ有料化の検討 .....	32
第4節 処理施設の整備 .....	34

## 第1章 総論

### 第1節 ごみ処理基本計画の位置づけ

策定済みのごみ処理基本計画は、平成15年3月に、最終処分場施設整備に伴い策定したもので、策定後、平成18年からペットボトル、古紙類を資源化、埋立ごみを削減するため9種分別収集を実施し、平成20年度からは海面埋め立て方式の新しい最終処分場に対応し、埋立ごみを削減するため、不燃物選別設備、ふとんなどの大型ごみの切断機を設置しました。

その後、リサイクル推進施設の整備を行いながら、平成21年10月から、さらにリサイクルを推進するため、プラスチック製容器包装を分別、びん・缶のコンテナ・ネット収集、蛍光灯の分別等の変更を加えた新9種分別収集を実施し、リサイクル率の向上と埋立ごみ削減に取り組んできました。

平成23年3月に策定した、第五次新居浜市長期総合計画においては、ごみの減量と3Rの推進を重点に今後の施策を進めることとしていますが、本計画は、廃棄物処理法第6条の規定に基づき、第五次新居浜市長期総合計画と整合性を取り、今後のごみ処理の方針を定めるものです。

### 第2節 計画期間、目標年度

計画期間は、平成23年度から平成32年度の10年間とし、目標年度を平成32年度とします。

### 第3節 新居浜市の概況

新居浜市は、昭和12年に、新居浜、金子、高津の3カ町村が合併して市制を施行し、昭和28年に垣生、神郷、多喜浜、大島を、昭和30年に泉川、船木、中萩、大生院を、昭和34年に角野町を、平成15年に別子山村を合併し、現在に至っています。

愛媛県の東部に位置し、東は四国中央市、西は西条市、南は高知県に接し、北は瀬戸内海（燧灘）に面しています。市域は東西20km、南北21km、面積は234.30平方キロメートルで、うち、林野面積171平方キロメートル、可住地面積63平方キロメートルです。

#### (1) 産業の動向

商業は、住友諸企業の発展とともに、昭和通り・登道・銀泉街商店街と、喜光地商店街が形成されたが、近年の車社会の進展、大型店舗の出店、人口の郊外分散化、小売商業の競争形態の変化などにより、既存商店街は空き店舗が増大しています。

工業は、元禄4年（1691年）に、世界でも類を見ない大鋸床をもつ別子銅山の開坑に端を発し、銅、アルミ、ニッケル、肥料、機械製品を主とする製造業が発展し、これらを基幹産業として中小の下請け企業が数多く生まれ、四国屈指の工業都市となりました。

2度にわたるオイルショック、円高などにより石油化学などの素材型産業は構造的な不況に陥り、住友系企業では、ファインケミカル等先端技術、高付加価値分野への展開が進められています。

農業は、小規模零細の兼業農家が多く、農業従事者の減少、高齢化、都市化の進行による混住化、耕作放棄地の増加等が問題となっています。

### 工業主要指標と推移

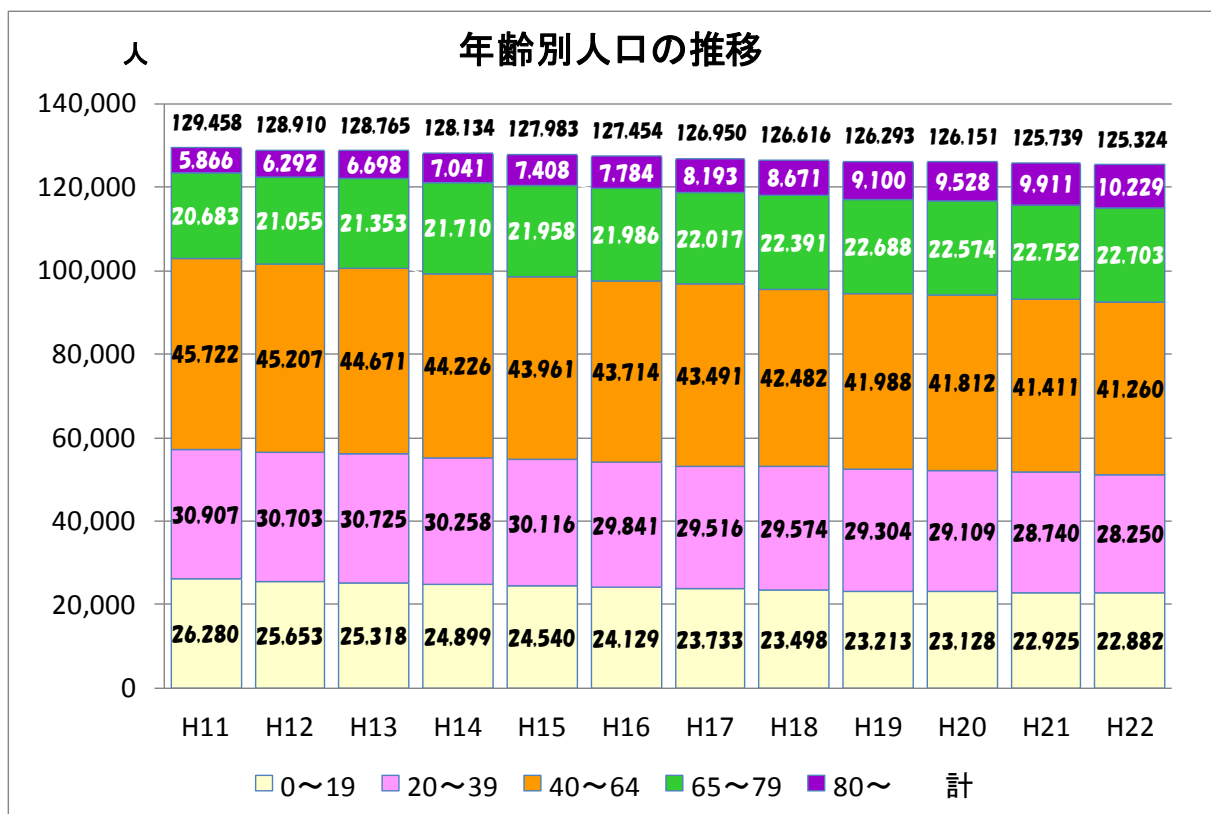
出典：21年版 新居浜市統計書  
(単位:所・人・万円)

H16			H17			H18			H19		
事業所数	従業者数	出荷額等	事業所数	従業者数	出荷額等	事業所数	従業者数	出荷額等	事業所数	従業者数	出荷額等
224	8,059	50,378,009	247	8,836	57,522,993	236	8,859	69,455,568	236	9,728	83,170,313
7%	10%	15%	8%	10%	17%	8%	11%	19%	9%	12%	19%

下欄のパーセントは愛媛県合計に占める割合。

### (2) 人口動態

人口の減少傾向が続いています。年齢別人口では、65歳以上の人口が増加し、高齢化率が上昇しています。



10月1日現在の住民基本台帳人口

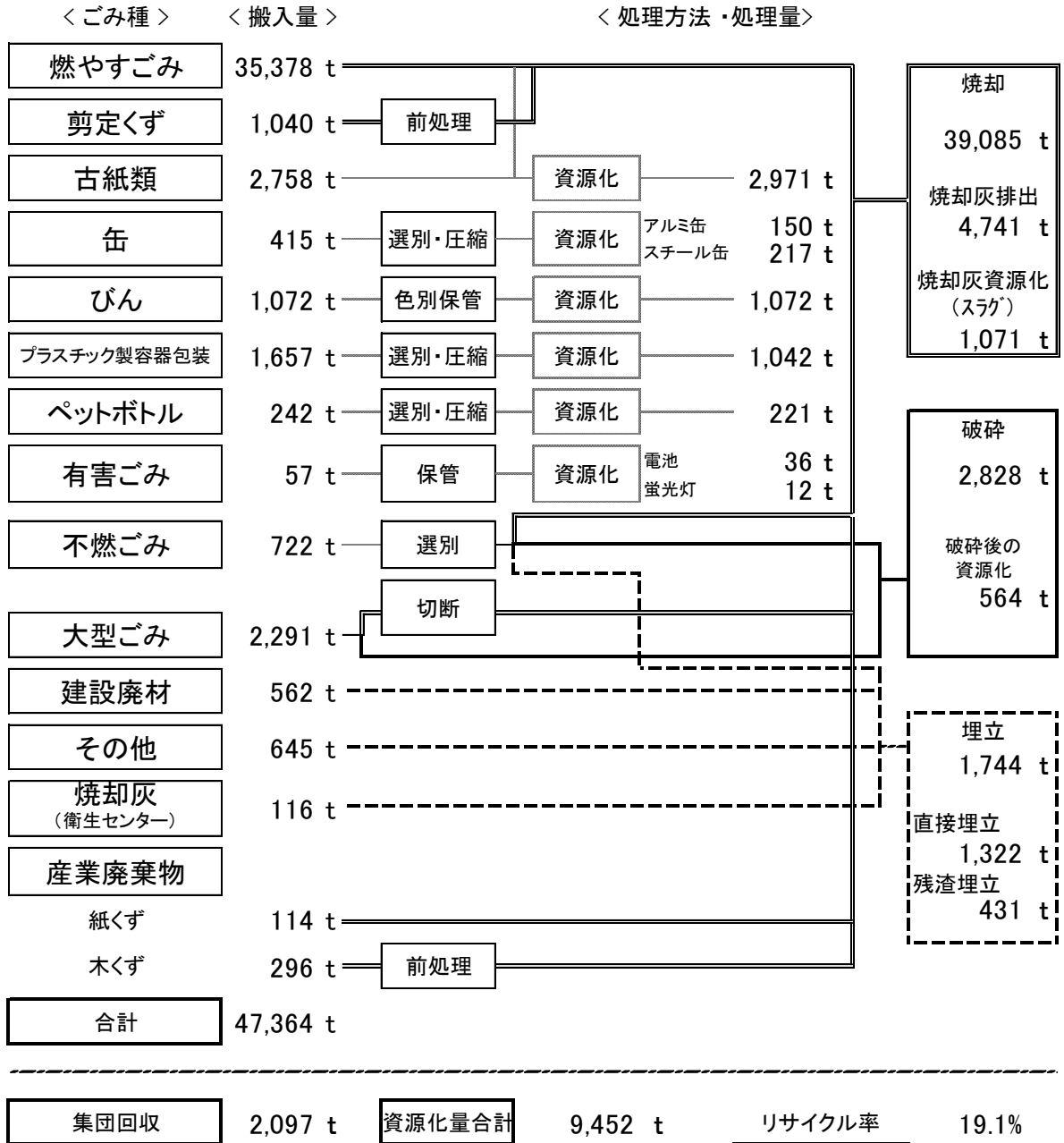
## 第2章 ごみ処理の現況

### 第1節 ごみ処理の沿革

施設整備	S30 城下焼却場 ハッチ式30t/日	S44 観音原焼却場 ロータリーキルン90t/日	S52 平尾谷不燃物埋立所 30.0万m <sup>3</sup>	S53 清掃センター ストーカ炉 225t/日 破碎施設 50t/5h	S62 "増容工事 19.1万m <sup>3</sup> 増容	H5 最終処分場(磯浦町) 33.5万m <sup>3</sup>	H6 リサイクルプラザ 資源ごみ選別 15t/5h プラスチック減容 5t/5h 前処理破碎 20t/5h
分別区分	S30 可燃物 不燃物	S53 可燃物 不燃物 破碎 埋立	S59 可燃物 不燃物 破碎 埋立 有害ごみ	H2 燃やすごみ 空きびん・空き缶類 プラスチック類 有害ごみ 破碎粗大ごみ 埋立粗大ごみ	H元 搬入車両証票 (8t制限強化)	H6 燃やすごみ 資源ごみ プラスチック類 雑ごみ 有害ごみ 大型ごみ	
手数料		S49 廃棄物処理・清掃に関する条例制定 し尿・動物の死体のみ有料	S53 事業ごみ 0.5t以下 250円 0.5~1t以下 500円 1t~2t以下 1,000円 2t超は1tにつき 500円	H2 事業ごみ 100kgにつき 200円			
ごみ減量化施策				H2 資源ごみ集団回収推進事業 生ごみ処理容器設置補助	H3	H6 不用品リサイクルフェア(H14年まで)	H8 不用品情報登録制度
施設整備			H15 新清掃センター ストーカ炉 201t/日 破碎施設 40t/5h 前処理破碎 20t/5h	H18 ペットボトル圧縮施設 2t	H20 不燃物選別施設 4.9t 可燃物切断機 2.85t	H21(10月) マテリアルリサイクル施設 缶資源化選別施設 2t プラスチック資源化施設 6.4t びんストックヤード	
分別区分	H10	H12 大型ごみ戸別収集開始 ごみ袋透明(半透明)化 搬入管理要綱策定 解体廃棄物届出制度(一廃)	H13	H16 産廃(埋立分)搬入禁止 家庭系建設廃材 1t制限	H18 燃やすごみ 資源ごみ プラスチック類 雑ごみ 有害ごみ 大型ごみ 古紙類 ペットボトル 小型破碎ごみ	H21(10月) 燃やすごみ 不燃ごみ びん(3色の色別) 缶 ペットボトル プラスチック製容器包装 古紙類(4種類) 有害ごみ(乾電池、蛍光灯) 大型ごみ	
手数料		H13・14 事業ごみ 100kgにつき 300円	H15 事業ごみ 100kgにつき 400円	H20 事業ごみ 100kgにつき 800円(税込み)	H21 家電リサイクル品収集受入中止 (4/1~)		
ごみ減量化施策		H12 電気式生ごみ処理容器追加		H20 家庭ごみ有料化計画 (結果は先送り)	H21 レジ袋無料配布中止(6/1~) 資源物持去り禁止(10/1~) 生ごみ処理機補助基数拡大		

## 第2節 ごみ処理フロー

### 平成22年度 フロー



- ・ 収集した古紙類は、直接古紙回収業者へ搬入し、売却。資源ごみの持ち去りのため平成 21 年度に大幅に減少、持ち去りを条例で禁止後は、収集量が増加。
- ・ びん、プラスチック製容器包装、ペットボトルは容器包装リサイクル協会へ引き渡し。
- ・ プラスチック製容器包装は、分別が徹底していないため、資源化率が低い。
- ・ 不燃ごみは、施設での手選別により焼却・破砕・埋立対象物に分別。
- ・ 焼却灰は、愛媛県廃棄物処理センター、及び民間最終処分場に処理を委託。

### 第3節 ごみ処理体制

#### (1) 収集

家庭ごみの収集は、平成21年10月から新9種分別による収集を行っています。収集は全て委託により実施しています。

分別区分	収集頻度	収集方法
燃やすごみ	週2回	袋収集 ステーション方式
プラスチック製容器包装	週1回	袋収集 ステーション方式
ペットボトル	月2回	ネット収集 ステーション方式
びん	月2回	コンテナ収集 ステーション方式
缶	月2回	ネット収集 ステーション方式
古紙類	月2回	裸収集 ステーション方式
不燃ごみ	月2回	袋収集 ステーション方式
有害ごみ	年3～4回	コンテナ収集 ステーション方式
大型ごみ	随時	戸別収集方式

家庭ごみの収集は全て無料。

袋収集のごみに使用する袋は、平成10年度から「45ℓ以下の透明または白色半透明」の指定。

ステーションへのごみ出しが困難な高齢者の単身世帯等を対象に、戸別収集（ふれあい収集）をH21年10月から実施。

在宅医療廃棄物（点滴バッグ、チューブ等）は燃やすごみとして収集。（H21年10月～）

#### ・分別収集変更の経緯

○平成6年から、リサイクルプラザの整備にあわせ、6種分別収集に段階的に移行し、平成7年度から全市で6種分別収集としました。

「燃やすごみ」、「資源ごみ」（びん・缶）、「プラスチック類」、「雑ごみ」、「有害ごみ」、「大型ごみ」の6種。

「プラスチック類」は減容後、埋立（平成12年2月から廃棄物処理センターで焼却処理）、「雑ごみ」（衣類、靴、かばん、減容処理できないプラスチック、その他不燃物）は直接埋立。

○平成18年度からは、「古紙類」（新聞、段ボール、雑紙・雑誌、飲料用紙パック）、「ペットボトル」、「小型破碎ごみ」を別区分とし、9種分別収集を実施。

直接埋立する「雑ごみ」を減らすため、それまで、雑ごみとしていた衣類、靴、かばん類を「燃やすごみ」に、小型の家電製品、なべ・フライパン等を「小型破碎ごみ」としました。

○平成21年10月からは、現行の新9種分別に移行。リサイクル推進施設を整備しました。

「雑ごみ」を廃止し、雑ごみとしていた焼却可能な材質（ビデオテープ等のプラスチック製品、ゴム製品等）のごみは「燃やすごみ」に、不燃系の材質のごみを「不燃ごみ」に、プラスチック類は容器包装リサイクル法対象品のみを「プラスチック製容器包装」に、「有害ごみ」に蛍光灯を追加、「びん」はコンテナで色別（無色透明・茶色・その他の色の3色）回収、「缶」はネットによる回収に変更。

○分別区分の変更は、焼却ごみ、直接埋立てごみを減らし、リサイクルするものを増やすということを基本にして、住民のわかりやすさ、処理施設の整備との整合性を考慮して行っています。



## (2) 処理施設

中間処理は観音原町の清掃センター、最終処分は菊本町地先の最終処分場で行っています。いずれの施設も、管理部門は直営、運転部門は委託です。

### ①中間処理施設の概要

所在地 観音原町乙122番地1

焼却施設と粗大ごみ処理施設は平成15年4月から稼働。

焼却施設の大型可燃物処理施設は、新最終処分場の稼働に合わせ、平成20年4月から稼働。

リサイクル推進施設のうち不燃物選別施設は、新最終処分場の稼働に合わせ、平成20年4月から稼働。プラスチック資源化施設、缶資源化施設は、平成21年10月から稼働。

ペットボトル資源化施設は、旧清掃センター内で平成18年4月から稼働（将来更新時にリサイクル推進施設内に設置予定）

その他、びんの色別保管施設を清掃センター内に設置し、平成21年10月から供用しています。

施 焼 設 却	焼却施設	処 理 能 力	67 t/日 × 3 炉
		処 理 方 式	全連続燃焼式ストーカ炉
	大型可燃物処理施設	処 理 能 力	2.85 t/5h
		処 理 方 式	縦型切断式
処 理 施 設	破碎施設 (衝撃破碎機)	処 理 能 力	40 t/5h
		破 碎 機 形 式	衝撃破碎式
	破碎施設 (せん断破碎機)	処 理 能 力	20 t/5h
		破 碎 機 形 式	せん断回転式
推 進 施 設	不燃物選別施設	処 理 能 力	4.9 t/5h
		処 理 方 式	手選別
	プラスチック 資源化施設	処 理 能 力	6.4 t/5h
		処 理 方 式	圧縮梱包機
	缶資源化選別施設	処 理 能 力	2 t/5h
		処 理 方 式	機械選別
びん保管施設	6.2 t/日 無色透明・茶色・その他の3種類		
ペットボトル資源化施設	処 理 能 力	2 t/5h	
	処 理 方 式	減容機 電動圧縮梱包	

### ②最終処分場の概要

所在地 菊本町二丁目817番2地先

平成20年4月から供用開始。

埋 立 面 積	24,000 m <sup>2</sup>
埋 立 容 量	363,116 m <sup>3</sup>
遮 水 方 式	(底面部) 不透水性地盤 (側面部) 遮水鋼矢板
水 処 理 方 式	下水放流

護岸は、港務局が港湾計画の中で廃棄物処理用地として施工。

### (3) 排出抑制

#### ①資源ごみ集団回収の奨励

回収量に応じて、市から登録団体に奨励金を支出して、回収を奨励しています。

平成 22 年度 登録団体 191 団体 回収量 2,096 t 奨励金 9,172,118 円

#### ②各家庭での生ごみ堆肥化の推進

生ごみ処理容器(コンポスト、水切り容器)は、3,000 円を限度に半額を補助しています。

電気式生ごみ処理機は、20,000 円を限度に半額を補助しています。

平成 22 年度補助基数 コンポスト 68基 水切り容器 50基

電気式 28基

補助額 789,400円

平成 22 年度は、新居浜環境市民会議が、三浦愛基金の補助を受けて、ダンボールコンポストの普及活動を実施しました。

#### ③不用品の有効利用(不用品伝言板)

市が運営する不用品伝言板に「譲ります」「探しています」の情報を個人が登録し、登録者同士で連絡を取り合い、不用品の交換を促進する制度です。

平成 22 年度 登録件数 「譲ります」82 件 「探しています」53 件

交換成立件数 49 件

#### ④衣類の拠点回収

平成 22 年度協働事業市民提案で採択された「衣類のゆくえ」～燃やさず資源化で地球温暖化を防止しましょう～により、市役所ロビーに回収ボックスを設置し、衣類の回収を実施しました。

平成 22 年度回収量 11,178kg

平成 23 年度以降も市において、拠点回収を継続しています。

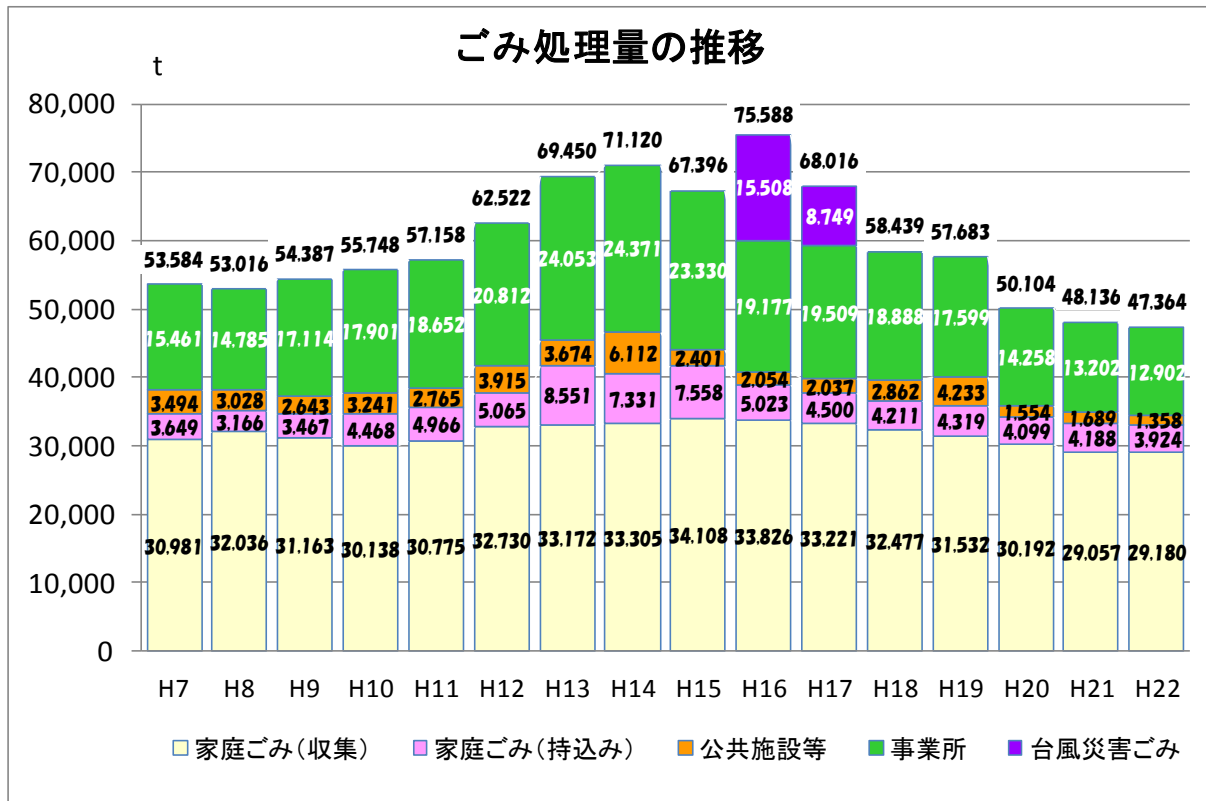
#### ⑤マイバッグの推進

平成 21 年 6 月 1 日から、レジ袋削減に関する協定書を締結した事業者 6 事業者 19 店舗(平成 23 年 4 月 1 日現在 6 事業者 21 店舗)において、マイバッグの持参を推進するため、レジ袋の無料配布を中止しています。実施当初からマイバッグ持参率 80%の目標を達成しています。

実績 レジ袋削減枚数 13,838,747 枚(H21.6.1～H22.5.31)

## 第4節 ごみ処理の実績

### (1) 処理量の推移



家庭ごみ収集量は、H15をピークに減少。

事業所ごみは、H16に建設廃材の受入れ中止、H20.4月から処理手数料改定により減少。

### 搬入量内訳

H22年度 搬入形態 ごみ区分	一般廃棄物									産業 廃棄物	事業系 合計	総計
	委託 収集	パト ロール 車	家庭 持込	減免 (火災等)	公共 施設	清掃 ごみ	衛生 センター	生活系 合計	事業所			
燃やすごみ	21,901	44	1,765	8	180		23,898	837	10,643	114	11,594	35,492
古紙類	2,758						2,758				0	2,758
大型ごみ・木くず	524	24	1,204	50	33		1,835	149	307	296	752	2,587
びん・缶	1,406		23		0		1,429	8	50		58	1,487
プラ製容器包装	1,644		12		0		1,657		0		0	1,657
ペットボトル	242						242				0	242
剪定くず		2	548	5	18		573	103	364		467	1,040
不燃ごみ	648		43		0		691	0	31		31	722
有害ごみ	56		0		0		57		0		0	57
建設廃材等			327	224	11		562				0	562
その他		5	3		0	637	116				0	761
計	29,180	74	3,924	287	243	637	34,462	1,097	11,395	410	12,902	47,364

73% 27%

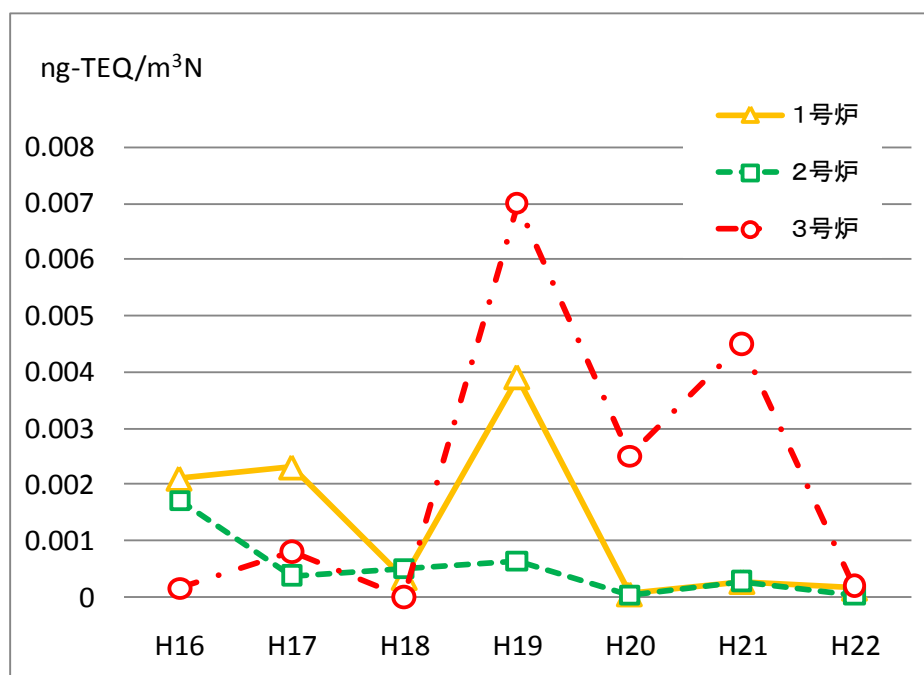
(2) 施設での処理状況

焼却炉運転状況

	1号炉		2号炉		3号炉		合計		焼却灰		
	稼働時間	焼却量 (t)	稼働時間	焼却量 (t)	稼働時間	焼却量 (t)	稼働時間	焼却量 (t)	主灰	飛灰	計
H16	6,465	17,629	6,078	16,078	5,310	14,457	17,853	48,164	5,477	652	6,129
H17	5,375	14,030	6,094	16,185	6,932	18,133	18,401	48,347	5,449	685	6,134
H18	4,782	12,482	5,340	13,812	5,783	14,998	15,905	41,293	4,100	624	4,724
H19	5,062	14,206	5,299	14,291	4,452	12,220	14,813	40,717	3,975	639	4,614
H20	3,640	9,374	6,624	17,381	5,808	14,794	16,072	41,548	3,953	853	4,805
H21	5,288	13,340	4,382	11,448	5,817	15,534	15,487	40,322	3,967	845	4,812
H22	4,883	12,651	5,304	13,613	4,973	12,997	15,160	39,261	4,002	739	4,741

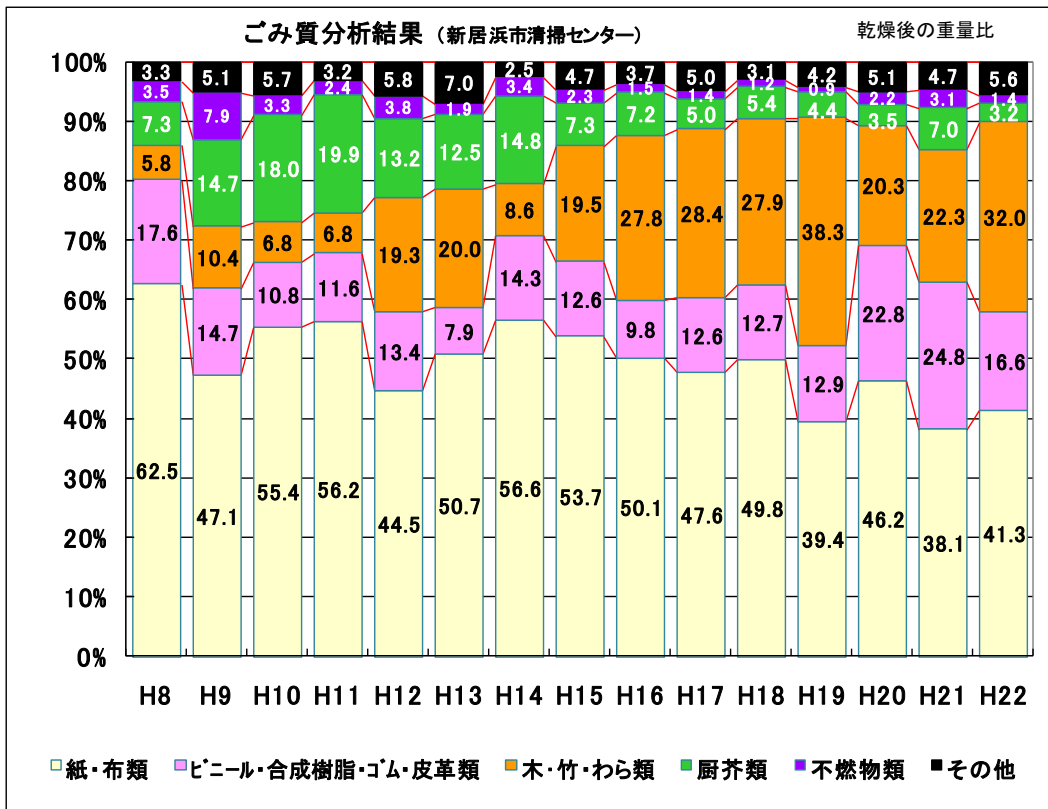
プラスチック類焼却に伴い、飛灰がH20以降増加。

排ガス中のダイオキシン類測定結果

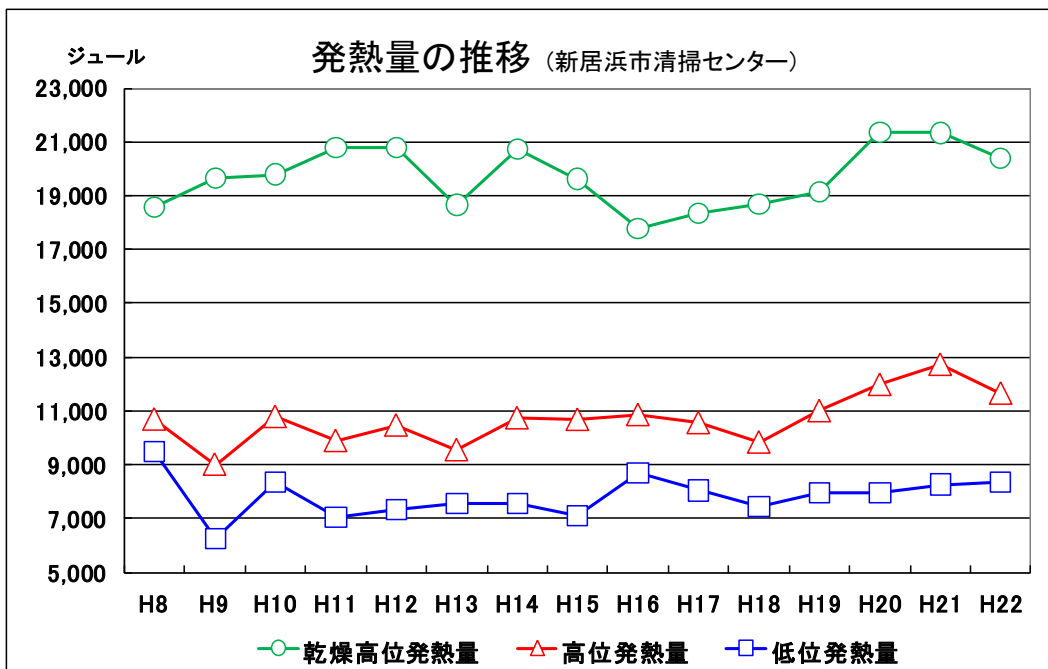


規制値 : 1ng-TEQ/m³N (新設炉 焼却量2~4 t /h)

焼却ごみのごみ質

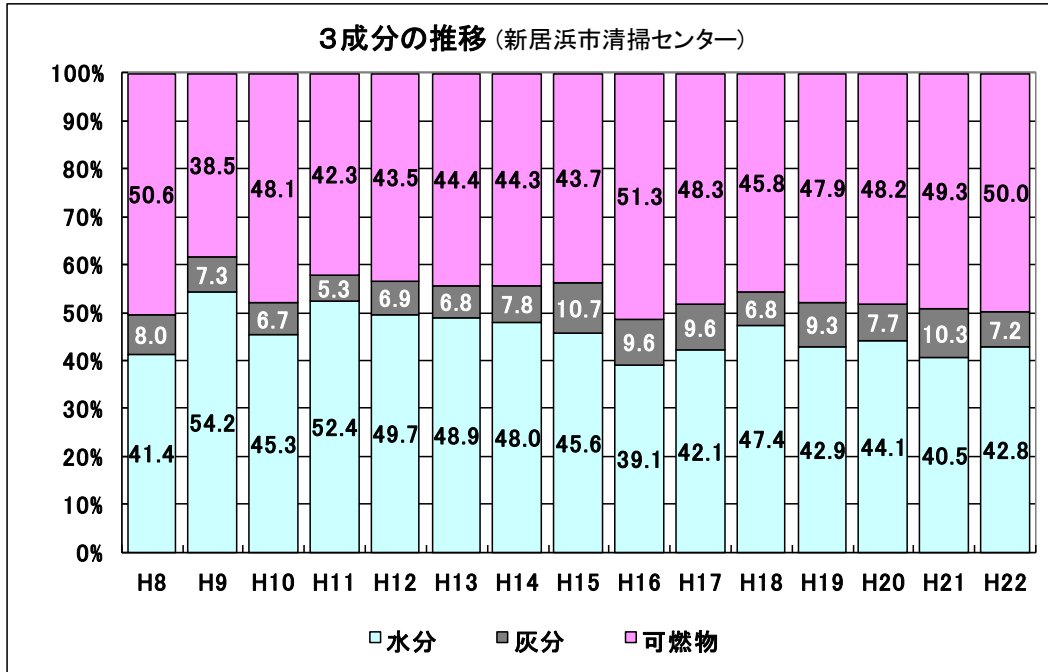


紙・布類、厨芥類は長期的にみると減少傾向。ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類がH20とH21に増加したが、H22には減少。木・竹・わらはH12から増加。

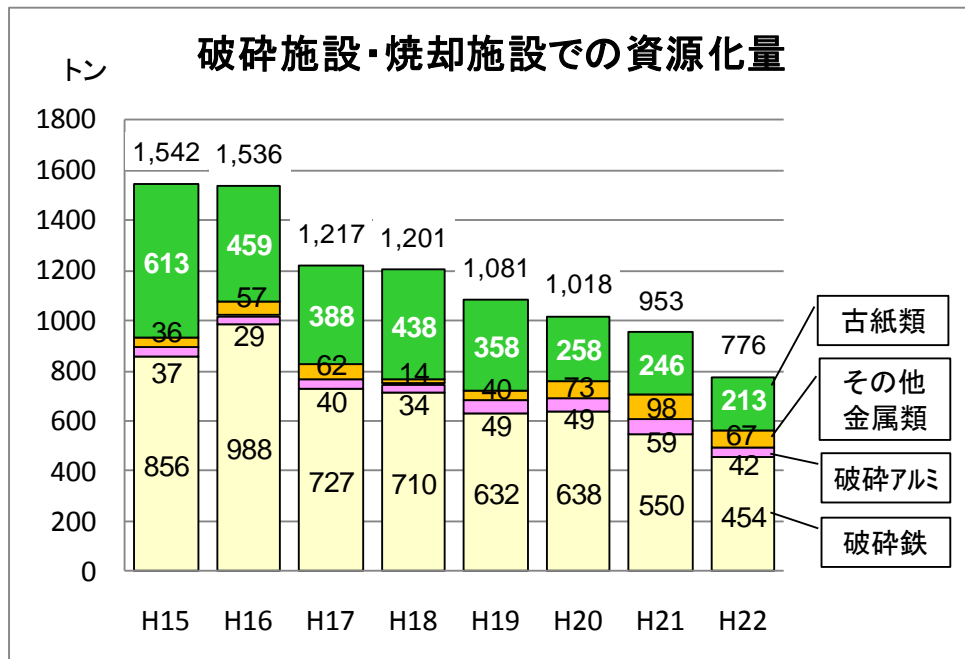


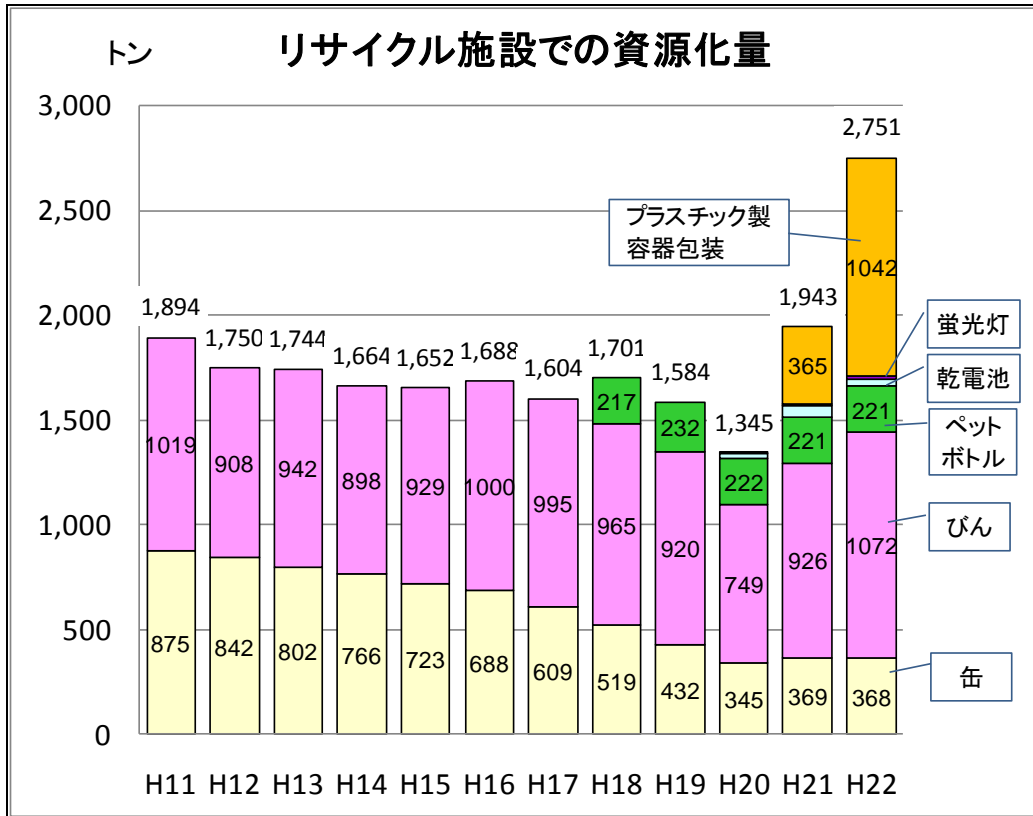
平成19年以降、発熱量は増加し、平成22年は減少。

乾燥高位発熱量 : 熱量計で測定  
 高位発熱量 : 乾燥高位発熱量 × (100 - 水分) / 100  
 低位発熱量 : (4500 × 生ごみ可燃分% - 600 × 水分%) / 100



資源化状況



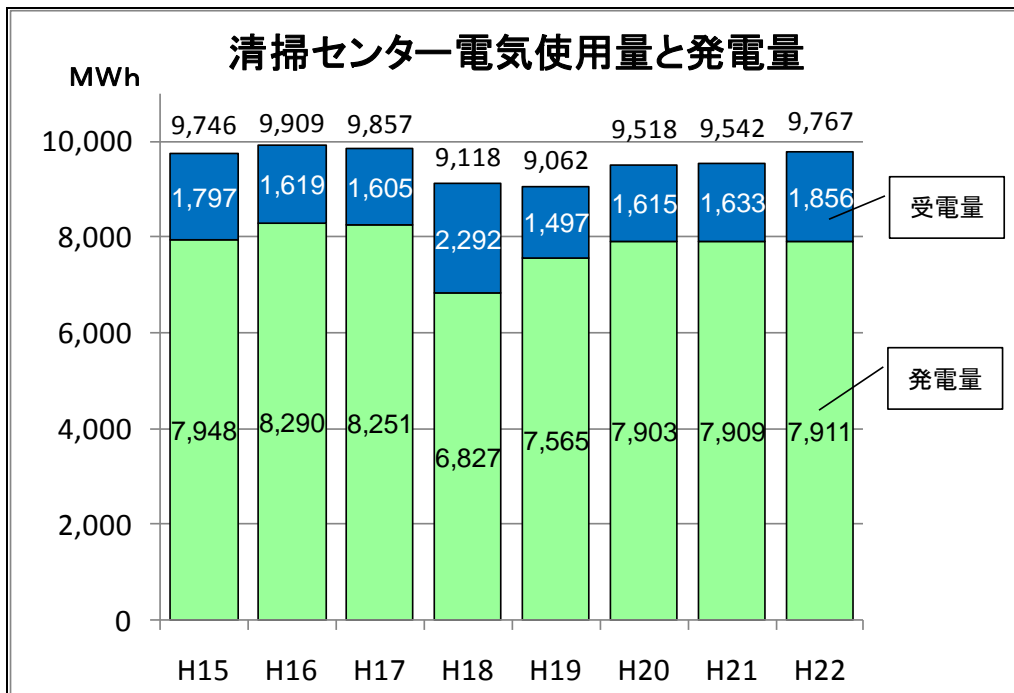


平成21年10月から実施の新9種分別収集により、びんの資源化量が増加し、新たにプラスチック製容器包装の資源化を開始。

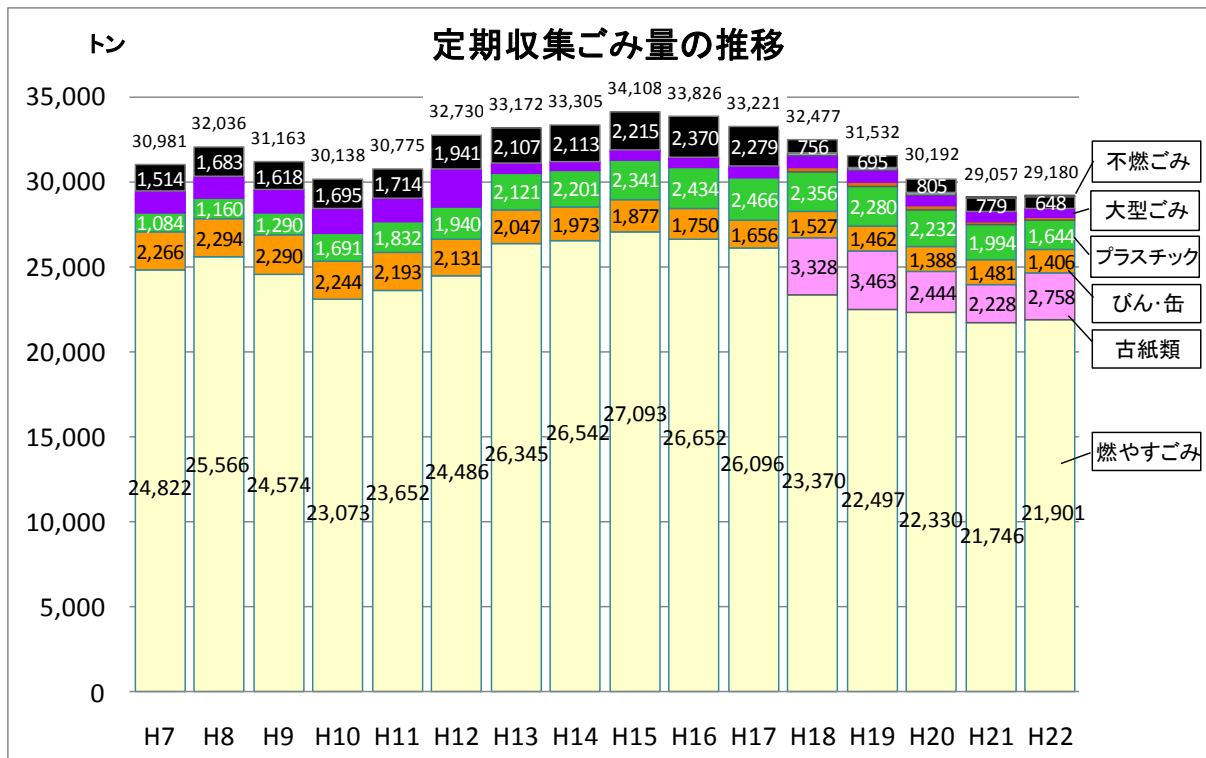
#### 余熱利用

余熱利用は、発電（定格出力1950kw）、場内冷暖房、給湯を行っています。

#### 発電の状況



(3) 定期収集の状況



古紙類の分別収集に伴い、平成18年度に燃やすごみが大きく減少。

平成15年度をピークに収集総量は減少。平成20年12月頃から平成21年9月まで、古紙類を中心とする資源ごみの持ち去り行為が行われ、収集量が特に減少。平成21年10月から、持ち去り行為を禁止したため、平成22年度は古紙の収集量が回復。

平成21年10月から実施した新9種分別収集に伴い、不燃ごみは減少、燃やすごみはわずかに増加。プラスチック製容器包装は、前の区分のプラスチックごみの7割程度となった。



(4) ごみ処理経費

ごみ処理に要する経費は次のとおりです。

ごみ処理経費(歳出)

事業実態調査(国報告)より

単位:千円

	建設改良費			処理及び維持管理費									その他 16	合計 17
	工事費			調査費 4	人件費 7	処理費			車 両 購入費 11	委託費 12	その他 14			
	中間処理 施設 1	最終処分場 2	その他 3			収集運搬 費 8	中間処理費 9	最終処分 費 10						
H7	0	0	0	57,304	162,897	31,499	215,994	41,998	0	579,617	3,993		1,093,302	
H8	0	0	0	16,135	165,743	30,659	254,793	36,406	0	586,344	2,905		1,092,985	
H9	417,663	0	0	0	175,674	33,238	240,043	38,259	0	593,903	1,805		1,500,585	
H10	438,760	0	0	0	177,492	34,293	245,827	37,509	24,255	603,850	0	6,078	1,568,064	
H11	519,324	0	0	0	177,511	23,083	194,579	39,196	0	626,004	0	36,510	1,616,207	
H12	232,384	0	0	0	164,191	29,720	199,941	35,156	0	861,623	0	26,847	1,549,862	
H13	7,185,975	9,309	0	12,449	202,819	25,029	191,016	33,743	0	939,849	0	36,713	8,636,902	
H14	3,667,733	0	0	9,224	210,115	27,042	112,178	32,613	5,040	834,522	0	36,275	4,934,742	
H15	0	0	0	14,385	157,129	27,796	200,097	32,352	0	1,025,329	0	20,440	1,477,528	
H16	86,778	1,819	0	15,729	166,538	45,515	227,714	43,321	3,112	1,259,651	0	3,729	1,853,906	
H17	50,913	2,233	0	21	170,993	23,043	261,042	28,891	1,678	1,138,012	0	2,737	1,679,563	
H18	0	115,736	0	0	159,688	22,172	338,571	29,571	0	1,017,038	0	2,824	1,685,600	
H19	0	670,349	0	0	152,316	16,602	292,431	29,495	0	1,025,831	0	5,521	2,192,545	
H20	212,858	0	0	0	160,723	15,354	321,626	21,754	0	992,815	0	4,891	1,730,021	
H21	127,388	0	0	0	167,673	26,292	386,208	21,649	0	989,205	0	5,982	1,724,397	
H22	0	21,193	0	0	158,644	15,034	426,426	20,909	0	952,404	0	6,040	1,600,650	

建設改良費の最終処分場工事費には、港務局施工分(護岸等工事費7,458百万円)は含まない。

ごみ処理経費(歳入)

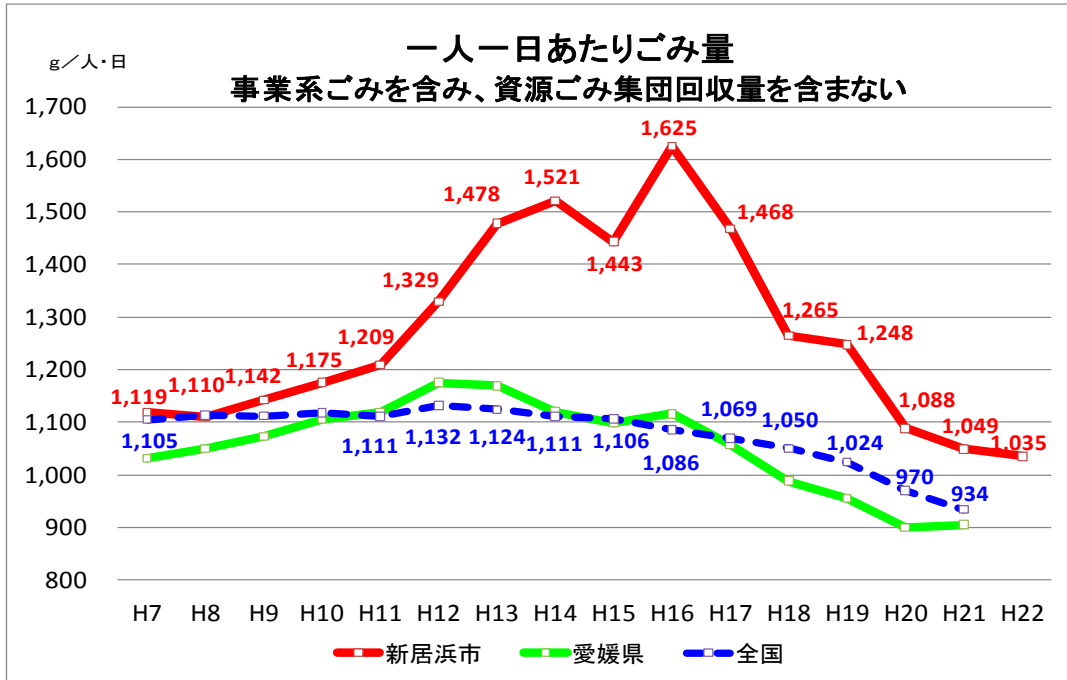
単位:千円

	特 定 財 源					小計	一般財源	合計
	国庫支出金	県支出金	地方債	使用料及び 手数料	その他			
H7	8,193	0	0	34,062	6,732	48,987	1,044,315	1,093,302
H8	0	0	0	32,643	15,377	48,020	1,044,965	1,092,985
H9	0	0	411,900	38,452	19,291	469,643	1,030,942	1,500,585
H10	0	0	421,700	40,333	17,519	479,552	1,088,512	1,568,064
H11	0	0	242,900	41,896	11,998	296,794	1,319,413	1,616,207
H12	55,125	12,075	146,300	46,636	12,891	273,027	1,276,835	1,549,862
H13	2,221,160	364,023	4,543,700	71,298	13,697	7,213,878	1,420,024	8,633,902
H14	704,144	154,032	2,565,253	83,248	14,623	3,521,300	1,413,443	4,934,743
H15	0	0	0	107,004	24,129	131,133	1,346,395	1,477,528
H16	200,254	84,000	88,700	88,667	39,828	501,449	1,352,457	1,853,906
H17	0	0	59,278	90,198	38,017	187,493	1,492,070	1,679,563
H18	17,354	0	53,300	87,317	66,414	224,385	1,461,215	1,685,600
H19	10,491	0	451,600	81,548	85,327	628,966	1,563,579	2,192,545
H20	51,100	0	129,000	125,550	72,571	378,221	1,351,800	1,730,021
H21	32,452	3,542	77,100	115,361	44,508	272,963	1,451,434	1,724,397
H22	1,673	1,069	0	112,441	66,171	181,354	1,419,296	1,600,650

### 第3章 ごみ処理の課題

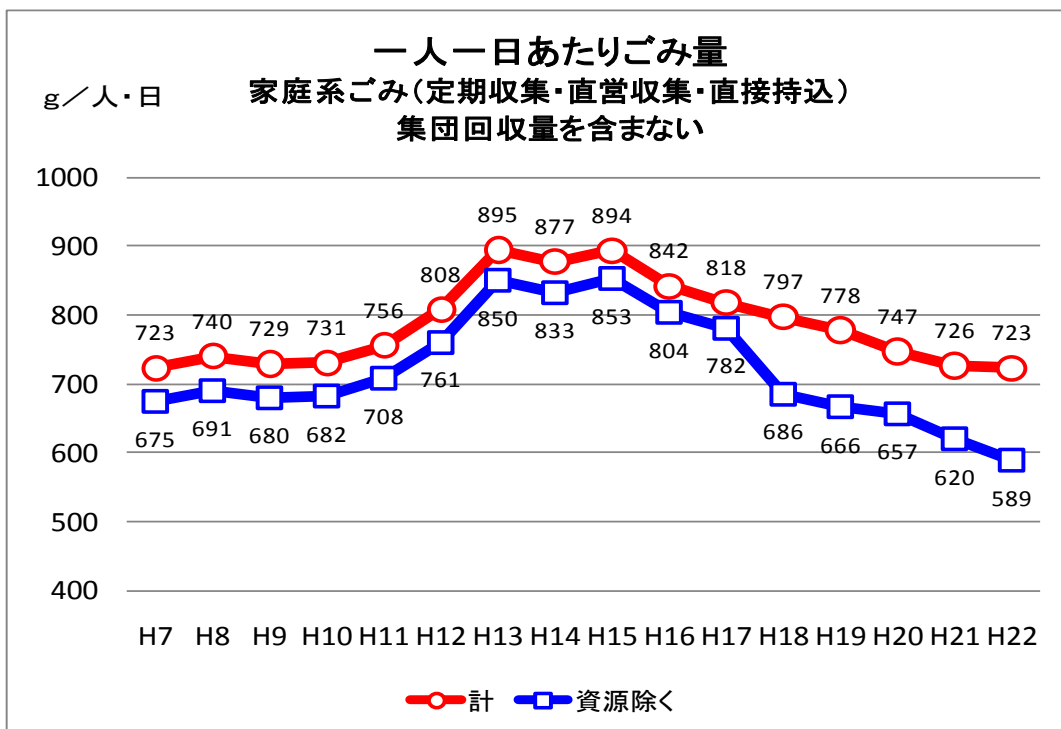
#### 第1節 評価の指標

##### (1) 一人一日当たり排出量



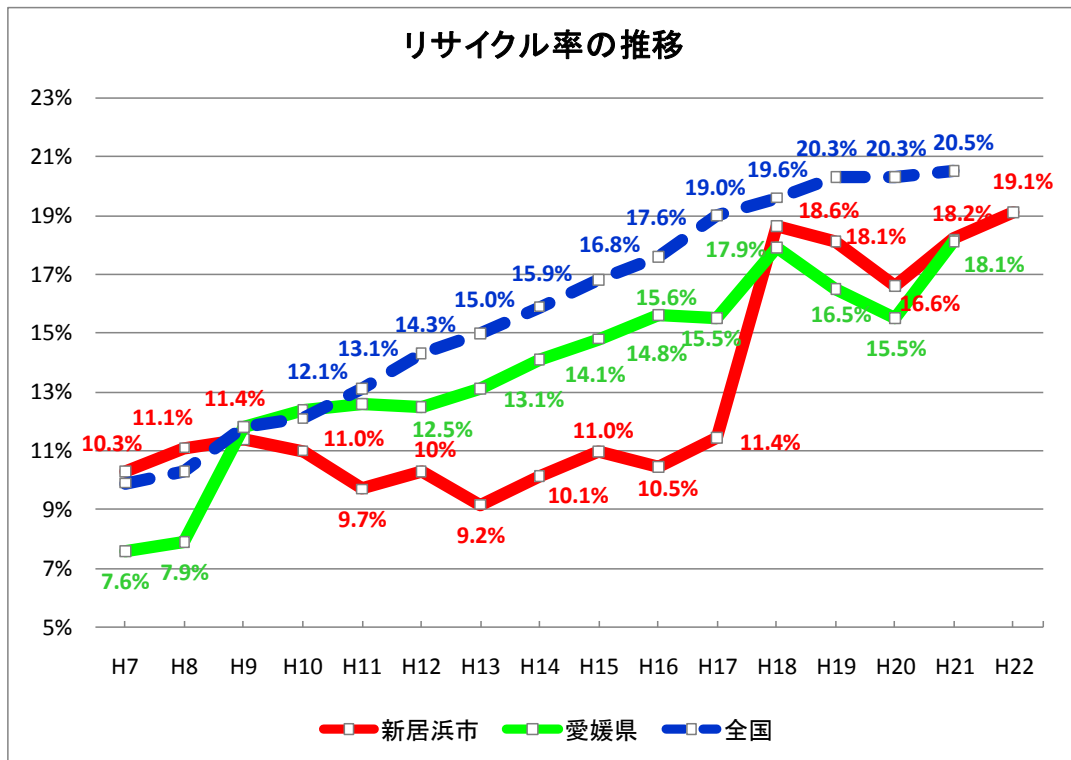
H16以降大幅に減少。国・県平均値と比較で100g以上多い。

##### (2) 家庭系ごみ



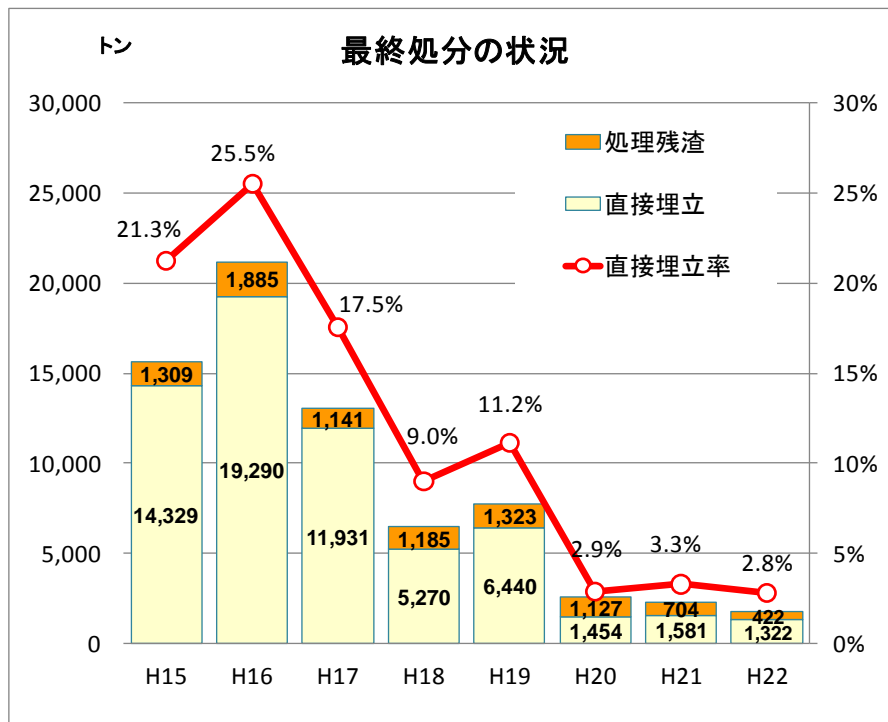
H18、H21の分別収集方法の変更に伴い、資源ごみを除くごみの減少が大きい

(3) リサイクル率



H18、H21 の分別収集方法の変更に伴い、リサイクル率が向上。全国平均との比較では、1ポイント程度低い。

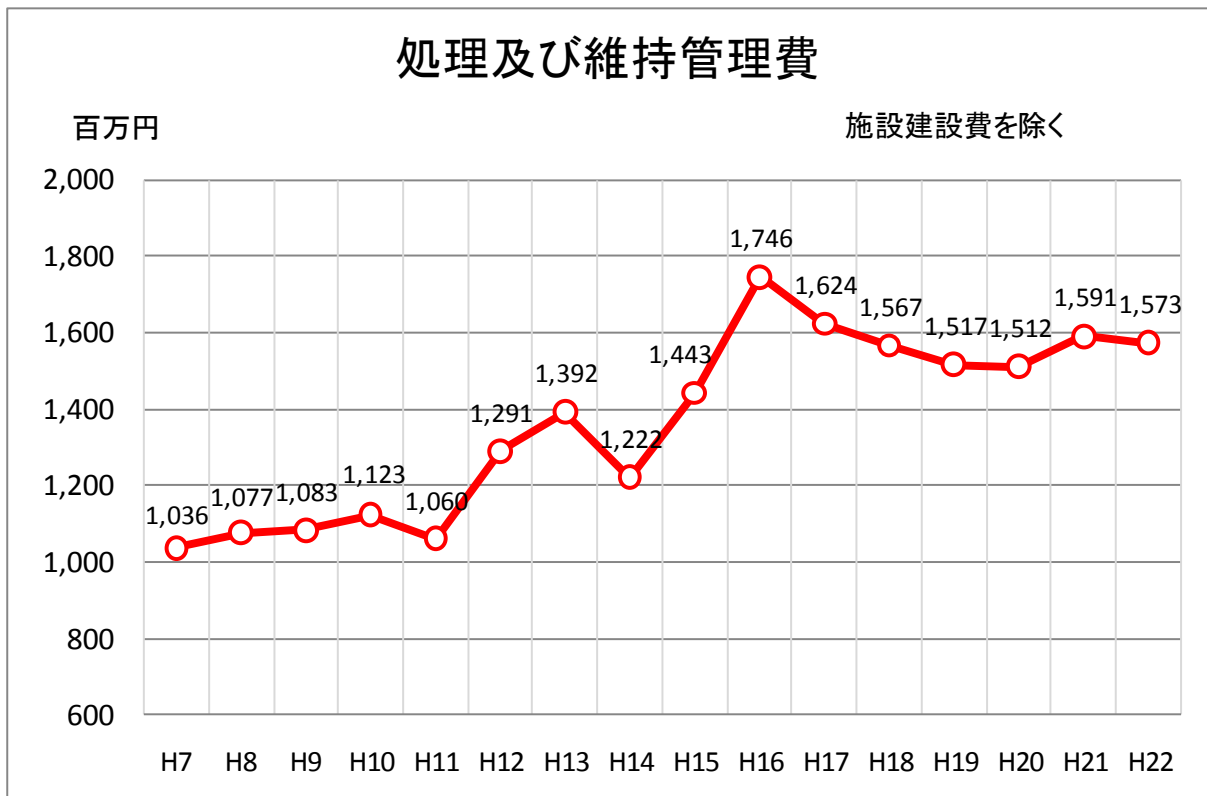
(4) 最終処分量 (埋立率)



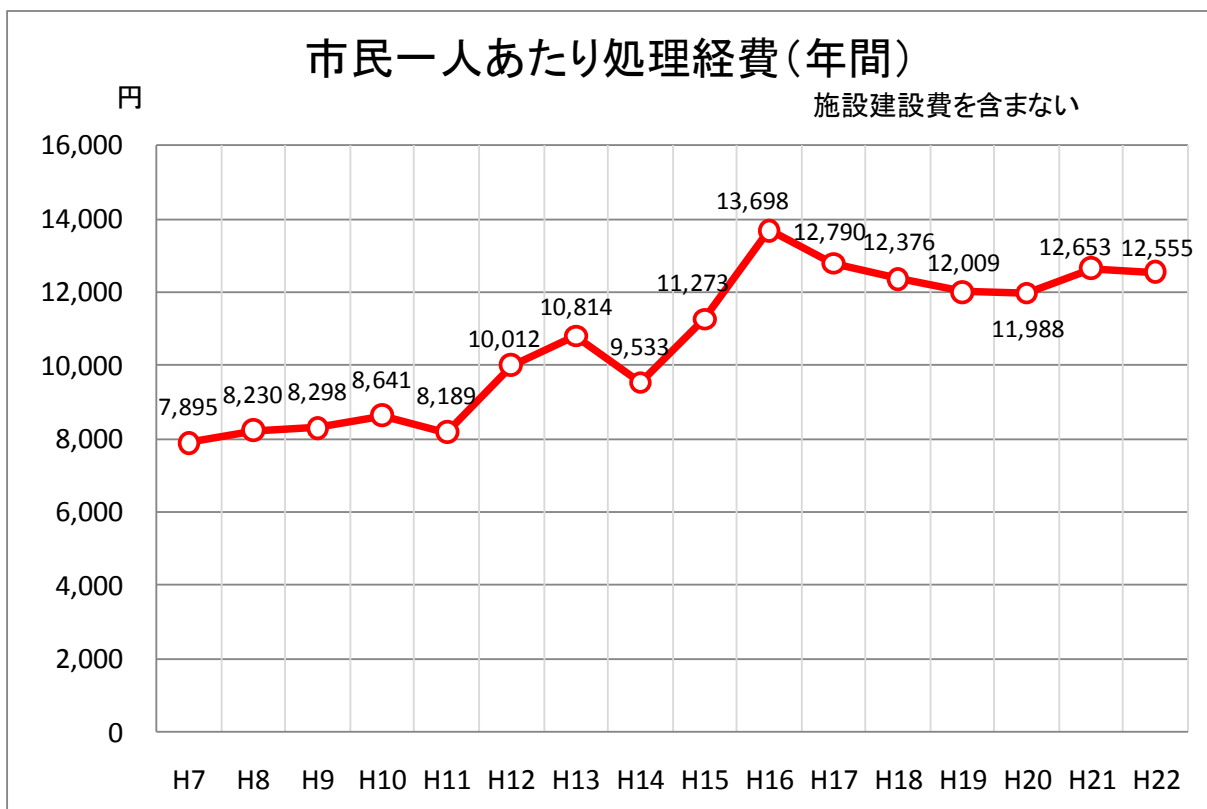
H20 から海面埋め立て移行に伴い、処理方法を見直し。直接埋立量、残さ埋立量とも大きく減少。

(5) 処理経費

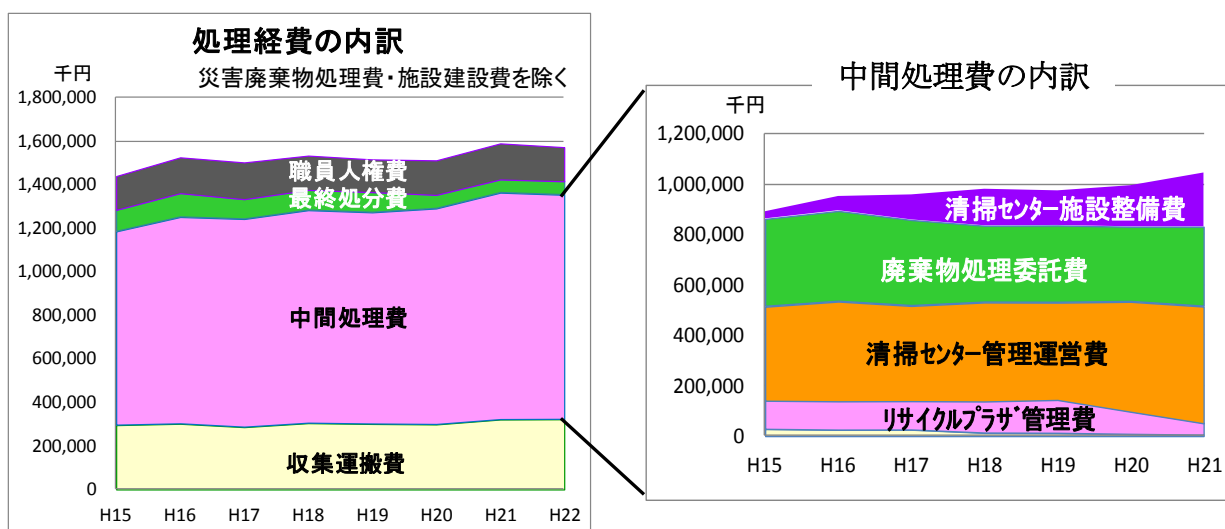
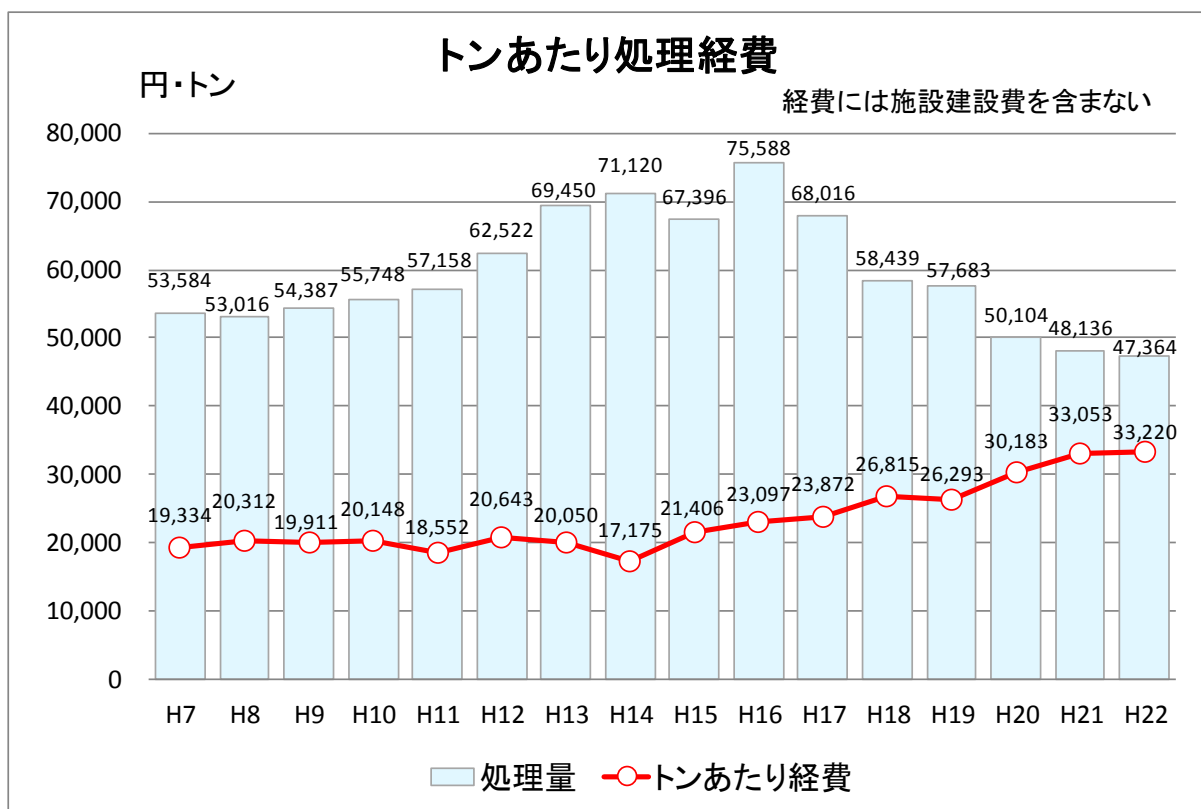
施設建設費を除く処理及び維持管理費の推移は以下のとおりです。



平成 16 年・17 年は、台風災害ごみの処理費を含む。



ほぼ処理経費の増減に連動。



処理経費増加の大きな原因は、清掃センターの施設整備事業費の増加です。これは、施設の稼働期間が長くなるのに伴い、施設の整備・補修が増加するためです。

その他に、以下のような経費増加の要因があります。

- ① ダイオキシン対策のため、焼却灰の熔融処理を愛媛県廃棄物処理センターに平成12年から委託しています。平成16年に処理委託単価が改定され、また、プラスチック焼却に伴い処理単価の高い飛灰が増加しています。中間処理費の3割を占めています。
- ② リサイクルを推進し、埋立ごみを削減するために、資源ごみの分別収集のための収集車両の増車、リサイクル施設等の整備を行っています。

ペットボトル・古紙類の分別収集（H18、車両2台増加）  
 プラスチック製容器包装・蛍光灯・びん缶（収集方法の変更）（H21、車両2台増加）  
 ペットボトル資源化施設（H18）、不燃物選別施設・大型可燃物処理施設（H20）  
 リサイクル推進施設（H21）

- ③ H21年から一人暮らしの高齢者世帯等でごみ出しが困難な家庭のふれあい収集を開始しています。

経費の抑制策としては、平成20年からプラスチックの減容処理を中止し、廃棄物処理センターへの処理委託から、市での直接処理に変更（H21、10月からは、プラスチック製容器包装以外を焼却）、最終処分場の維持管理費の削減などを行っています。

処理単価では、ごみ量は、様々な排出抑制策の効果、景気動向等により減少傾向が続いていますが、処理に必要な経費は固定的な経費の割合が高いため、トン当たりの処理単価は上昇しています。

## 第2節 国・他自治体との比較

### （1）国、愛媛県の目標値との比較

#### 国（第2次循環基本計画）

	H12実績値	目標	H27目標値
1人1日当たりの ごみ排出量	集団回収含み 1,185g (集団回収を除くと1,132g)	10%削減	1,066g (1,018g)
1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量	660g 資源回収されるものを除き、 粗大ごみを含む	20%削減	528g
事業系ごみ排出量		20%削減	

#### 県（第2次えひめ循環型社会推進計画 中間見直し後）

	H18実績値	H22目標値
年間排出量	548,000 t 集団回収量を含む	500,000 t
1人1日当たりの ごみ排出量	集団回収含み1,011g (集団回収を除くと988g)	950g
リサイクル率	17.9%	24%
最終処分量	72,000 t	60,000 t

新居浜市

	H12	H18	H22	H12比
年間排出量 (集団回収量を除く)	65,266 t (62,522 t)	61,439 t (58,439 t)	49,461 t (47,364 t)	△24% (△24%)
1人1日当たりの ごみ排出量 (集団回収量を除く)	1,383 g (1,329 g)	1,329 g (1,265 g)	1,081 g (1,035 g)	△22% (△22%)
リサイクル率	10.0%	18.6%	19.1%	—
最終処分量	22,169 t	6,481 t	1,744 t	△92%

(2) 類似団体との比較 (H21実績)

	ごみ総排出量				1人1日当たりの排出量		
	計画収集量 (t)	直接搬入量 (t)	集団回収量 (t)	合計 (t)	合計 (集団回収量 を含まない)	生活系ごみ (集団回収量 を含まない)	事業系ごみ
					(g/人日)	(g/人日)	(g/人日)
類似団体 平均	38,202	4,635	3,033	45,870	987 (922)	727 (679)	261
新居浜市	40,608	7,528	2,181	50,317	1,096 (1,049)	809 (774)	288

計画収集量には、許可業者収集量（事業系ごみを含む）を含む。

新居浜市の生活系ごみには、水路清掃ごみ、公共施設、火災等減免のごみを含む。

	ごみ処理量										減量 処理率 (%)
	直接 焼却量 (t)	直接 最終 処分量 (t)	合計 (t)	焼却以外の中間処理量					直接 資源化 量 (t)	合計 (t)	
				粗大ごみ 処理施設 (t)	資源化 等を行 う施設 (t)	ごみ堆 肥化施 設 (t)	ごみ燃 料化施 設 (t)	その 他の 施設 (t)			
類似団体 平均	32,785	324	7,158	2,481	2,611	52	1,968	46	2,502	42,769	99
新居浜市	36,394	1,578	7,936	4,794	3,142	0	0	0	2,228	48,136	97

新居浜市の直接最終処分量のうち、702 t は、水路清掃土砂、直接資源化量は、古紙類の収集量。

	中間処理後再生利用量					合計	リサイクル率	最終処分量			
	焼却施設	粗大ごみ処理施設	ごみ堆肥化施設	ごみ燃料化施設	その他の資源化等を行う施設			直接最終処分量	焼却残渣量	処理残渣量	合計
	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(%)	(t)	(t)	(t)	(t)
類似団体平均	996	862	52	1,113	1,866	4,888	22.7	324	3,557	511	4,392
新居浜市	1,833	707	0	0	2,188	4,728	18.2	1,578	0	704	2,282

焼却施設1,833 t は、焼却灰の処理を委託している廃棄物処理センターによる資源化量。

	生活系ごみ				事業系ごみ			生活系+事業系
	直営+委託	許可	直接搬入	計	収集	直接搬入	計	
	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)
類似団体平均	29,282	127	1,338	30,747	8,793	3,296	12,089	42,837
新居浜市	29,150	0	5,784	34,934	11,458	1,744	13,202	48,136

#### 処理及び維持管理費の比較

		処理及び維持管理費					
		合計	収集運搬費	中間処理費	最終処分費	一般職人件費	その他
			(人件費+処理費+委託費)				
類似団体平均	(千円)	1,206,275	413,564	608,149	37,327	142,177	5,059
	一人当たり (円)	9,874	3,385	4,978	306	1,164	41
	トン当たり (円)	26,361	9,038	13,290	816	3,107	111
新居浜市	(千円)	1,591,027	329,945	1,044,130	59,182	157,770	0
	一人当たり (円)	12,653	2,624	8,304	471	1,255	0
	トン当たり (円)	31,620	6,557	20,751	1,176	3,136	0

トン当たり経費は、ごみ総排出量で算出。

経費の比較は、類似団体19市のうち、組合負担金のない7市との比較。

類似団体との比較では、新居浜市は以下のような状況です。

##### ①ごみ排出量、処理状況等

集団回収量・直接資源化量・中間処理後再生利用量が少ない。リサイクル率が低い。

直接搬入量・一人あたり排出量・直接最終処分量が多い。

焼却灰を埋立処分していないため、最終処分量が少ない。

##### ②処理及び維持管理費

合計では、384,752千円多く、トン当たりでは20%高い。



収集運搬費は83,619千円少なく、トン当たりでは27%低い。

中間処理費は435,981千円多く、トン当たりでは56%高い。

新居浜市の中間処理費は、焼却灰の廃棄物処理センターへの委託費316,917千円を含む。

最終処分費は21,855千円多く、トン当たりでは44%高い。

新居浜市の最終処分費は、埋立終了した2か所(平尾谷、磯浦)の処分場の維持管理費26,052千円を含む。

### 第3節 課題の抽出

#### (1) 排出抑制・減量化に関する項目

- ①ごみ量は減少しているが、全国平均や愛媛県の平均に比べ10%程度多い。
- ②生ごみ減量に取り組んでいるが、処理容器の補助基数は増えていない。
- ③生ごみのたい肥化に取り組む市民は高齢者が多く、若い世代への広がりがない。
- ④生ごみのたい肥化に必要な、ぼかし・エヒメA | 2の作成が限られた団体で行われ、また、入手が不便である。
- ⑤事業系ごみの排出抑制の取り組みがない。

#### (2) 資源化に関する項目

- ①リサイクル率が全国平均に比べ1ポイント程度低い。
- ②資源ごみ集団回収の実施団体、回収量が増えていない。
- ③食用油、生ごみ、衣類、剪定ごみ、木くず、レアメタルを含む電子機器等、資源化やエネルギー回収が可能なものをごみとして処理している。

#### (3) 収集に関する項目

- ①プラスチック製容器包装、不燃ごみ、びん・缶の分別、正しい出し方が徹底していない。
- ②自治会加入率の低下、小規模集合住宅の増加等による、ステーション管理・利用をめぐるトラブルが増加している。
- ③カラス、犬、猫等による生ごみの散乱がある。
- ④散乱防止のボックス、ネット等への補助要望がある。
- ⑤ステーション設置基準以下の利用戸数のステーションがあり、収集効率が悪くなる。
- ⑥資源ごみの持ち去り行為は、大幅に減少したが、まだ持ち去り目撃情報が寄せられており、完全になくなってはいない。
- ⑦不燃物に、大型ごみ、中身入りガスボンベ・ペンキ缶等の混入がある。
- ⑧有害ごみの収集回数を増やしてほしいとの市民要望がある。
- ⑨剪定ごみの収集要望がある。
- ⑩不燃物の収集時に、かさ、フライパン、小型家電等の未回収が発生している。

#### (4) 処理に関する項目

- ①プラスチック類の焼却量の増加により飛灰の排出量が増加している。今後の減量施策等により、ごみ質に著しい変化があった場合、焼却炉の運転に様々な影響が出る可能性がある。

- ②個人が少量のごみを搬入する件数が多く、施設運営上の支障となっている。
- ③事業ごみか家庭ごみかの判断が、受付時に困難な場合がある。
- ④処理困難物についての理解が得られない場合がある。
- ⑤プラスチックの選別に手間がかかり、廃棄する量が多い。
- ⑥プラスチック製容器包装、びんに禁忌品の混入があり、資源価値が低下している。
- ⑦事業系ごみの受け入れ基準（一般廃棄物と産業廃棄物の区分）が明確でない。

（5）経費に関する項目

- ①処理量が減少しても、処理経費が安くない。（トン当たりでは高くなっている。）
- ②焼却灰の処理委託料が中間処理費の30%を占めている。
- ③中間処理施設の維持費が経年劣化に伴い増加している。

## 第4章 基本理念と基本方針

### 第1節 基本理念

#### 第五次長期総合計画 まちづくりの目標

「環境調和」 ～ 地域にやさしい、地球にやさしい暮らしの実現 ～

本市では、第五次長期総合計画において、まちづくりの目標の一つに「環境調和」 ～ 地域にやさしい、地球にやさしい暮らしの実現 ～ を掲げ、豊かな自然と美しい環境を未来の子どもたちに残すため、世界に先駆け100年前に環境問題に取り組んだ先人に学び、地球環境に配慮したライフスタイルへの転換など人と自然が共生するまちづくりを進め、また、市民、団体、事業者と行政の協働のもと、地球温暖化対策、ごみの減量化や水環境の向上に取り組み、持続可能な環境都市を目指すこととしています。

本計画における基本理念を、長期総合計画の目標に基づき、以下のように定めます。

#### 本計画の基本理念

「全市民が一体となったごみの減量化、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進に取り組み、地球環境にやさしく、限りある資源を循環させる社会を構築します。」

### 第2節 基本方針

全市民参加で、ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）に努めごみの減量を図り、再資源化（リサイクル）を推進するため、資源ごみ集団回収や、分別収集を継続して実施するとともに、市民、事業者による生ごみ、使用済み食用油、衣類等の資源化、レジ袋削減の取組等を支援します。家庭ごみの一部有料化について検討します。

また、廃棄物処理施設の機能維持と延命化を図るため、長寿命化計画に基づく点検整備や維持管理を行います。

## 第5章 ごみの発生量及び処理量の見込み

### 第1節 ごみ発生量の推計

将来のごみ発生量を、実績値をもとに、以下の方法で推計します。

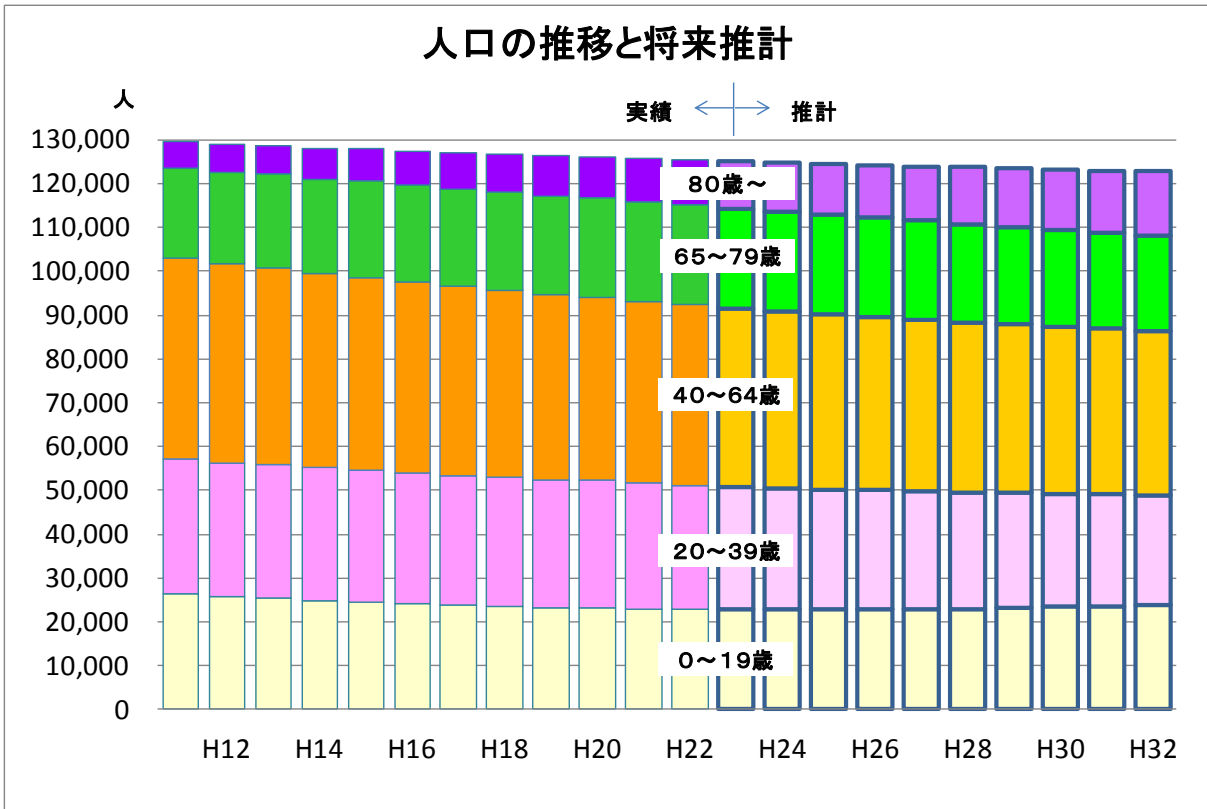
- ア 収集するごみについては、推計した各年度の1人1日当たりの排出量（g／人・日）に、人口予測値を乗じて年間ごみ量とする。
- イ 収集するごみ以外は、1日当たりに換算し、各年の日数を乗じ算出する。
- ウ H18、H21に分別区分変更して、変化が大きく、実績のトレンドから推計することが困難なため、新9種に移行して初めて1年間の実績があるH22年度のごみ量に据え置く。
- エ ただし、長期的に1人1日当たりの排出量の減少傾向が続いている収集ごみの燃やすごみについては、減少傾向が続くものとして1人1日当たりの排出量を推計する。
- オ 人口の将来予測

過去の人口の推移は、0歳から64歳が減少し、65歳以上が増加している。

長期総合計画では、国勢調査人口に基づき、平成17年で123,952人の人口が、減少傾向が続き平成32年には111,165人になると予想し、目標値は平成32年に120,000人を維持することとしている。

本計画では、環境省への報告数値であり、一人一日あたり排出量の算出基礎となっている住民基本台帳人口により、実績値から減少傾向が続くものとして推計する。

平成32年の推計人口は122,783人（平成22年比 2,541人減）である。



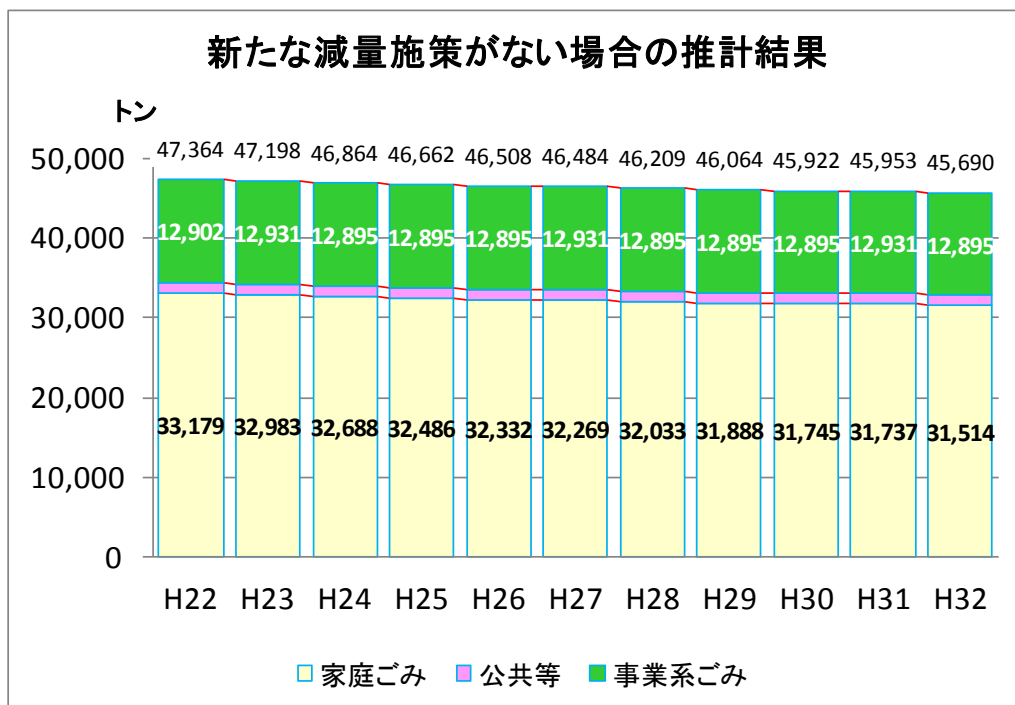
※実績人口は、10月1日現在の住民基本台帳人口。

## 将来推計人口

H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
125,065	124,770	124,484	124,208	123,943	123,689	123,447	123,214	122,994	122,783

## カ ごみ発生量の推計結果

推計の結果、新たな減量施策がない場合、ごみ量は若干の減少にとどまるものと予想されます。



## 第2節 ごみ処理量の見込み

### (1) 第五次長期総合計画におけるごみ減量目標

各家庭での生ごみの堆肥化の促進、古紙類、衣類の集団回収の一層の促進、事業系の木くずの民間ルートでの利用促進等の減量施策を実施し、一人一日当たり排出量をH27年度988g、H32年度887gとすることを目標としています。

### (2) ごみ減量の目標とごみ量予測

本計画においても、長期総合計画に沿って以下のように減量目標を定めます。

#### ア 生ごみ（家庭ごみ）

H22の収集量から燃やすごみ中の生ごみ量を一人一日当たり239gと想定します。

減量目標 20%

#### イ 古紙

リサイクル率の高い他市の例から、燃やすごみから回収可能な古紙を3,229 t、一人一日当たり71gと想定します。

減量目標 100%

ウ 衣類

古紙と同様に679t、一人一日当たり15gと想定する。

減量目標 100%

エ 生ごみ（事業系）

燃やすごみ中の生ごみを50%と想定します。

減量目標 20%（燃やすごみ全体では10%）

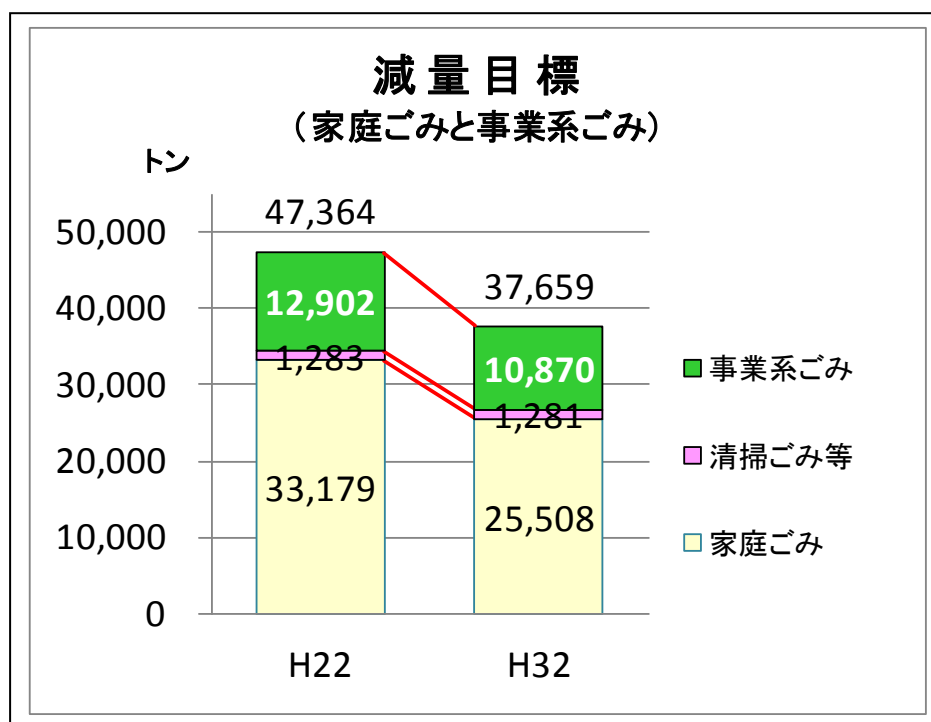
オ 剪定ごみ・木くず（事業系）

減量目標 100%

カ 産業廃棄物

減量目標 100%

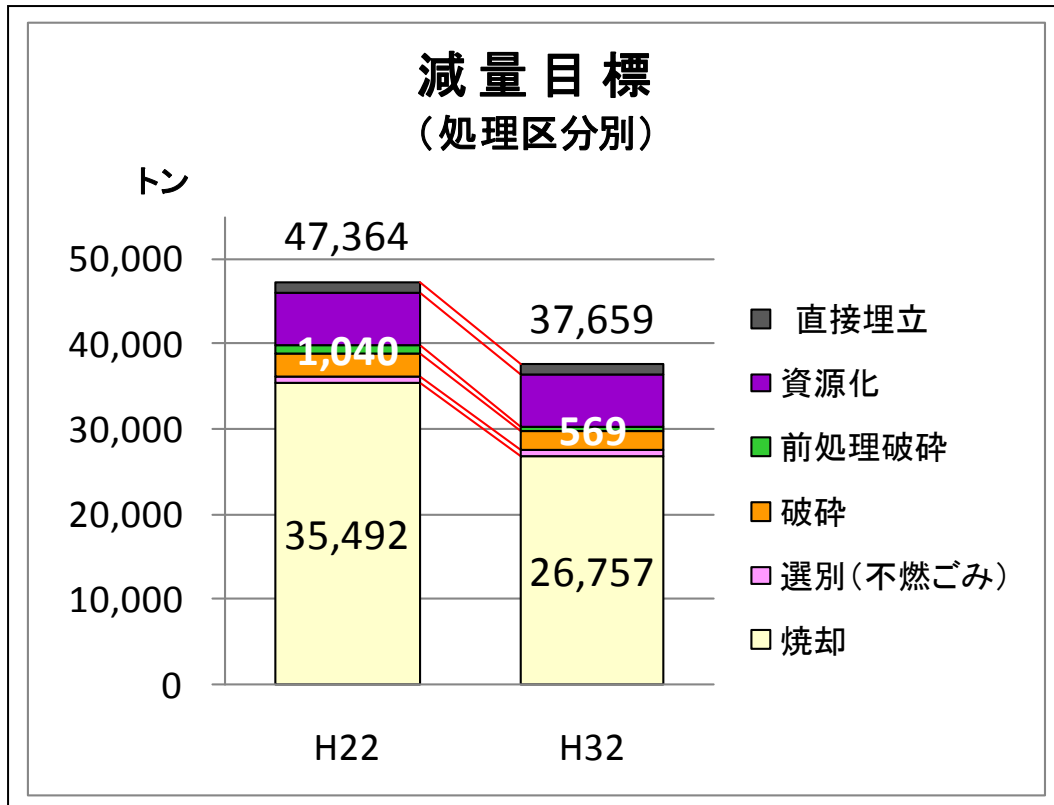
減量目標に基づく目標年次のごみ量の推計結果



減量目標を達成した場合のごみ量は、平成22年度と比べ、家庭ごみは、7,687トン（△23%）の減、清掃ごみ等は、2トンの減、事業系ごみは、2,032トン（△16%）の減、合計で9,723トン（△20%）の減となります。

一人一日当たり排出量は、H27に939g（長期総合計画目標は988g）、H32に844g（目標887g）となります。

市の施設での処理区分ごとに推計すると、中間処理量が9,551トン（△24%）の減、（主な内訳：焼却△8,735t、前処理破碎△471t）、資源化量が170トン（△3%）の減、直接埋立量の変化はありません。



### (3) リサイクルの目標

新9種分別収集の実施等により、H22年度のリサイクル率は19.1%へ上昇しています。

長期総合計画においては、リサイクル率は、集団回収での古紙類、衣類の回収量を増やすこと等により30.0%とすることを目標としています。

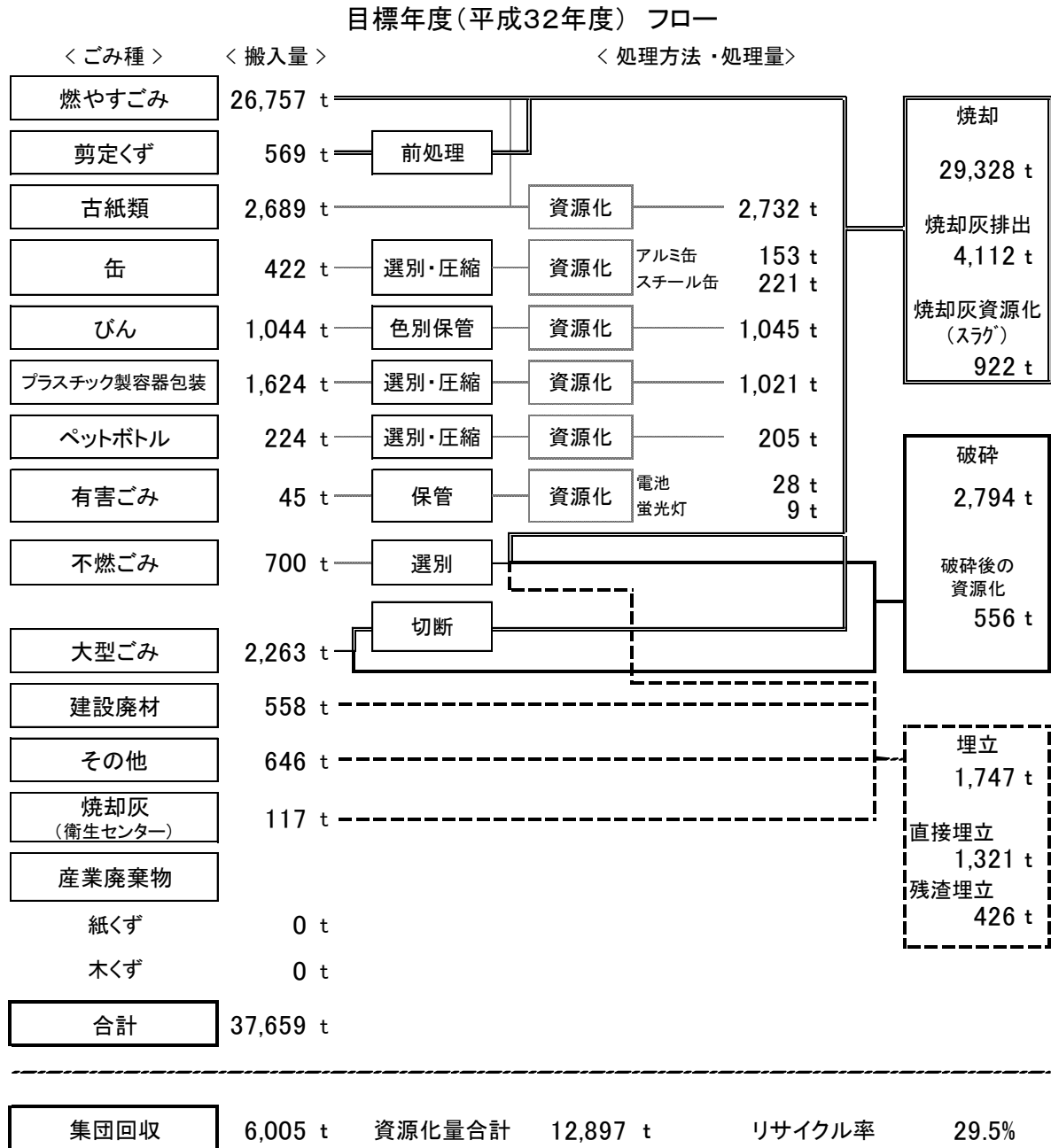
本計画においても、集団回収で古紙類、衣類の回収量を増やすとともに、家庭ごみの生ごみの堆肥化、事業ごみの木くず、生ごみ等を民間ルートで資源化する等により、ごみ処理量を削減し、リサイクル率の向上を目指すものとします。

集団回収による回収量は、H22年度の2,097トンからH32年度は6,005トンとし、集団回収量を含むリサイクル率を29.5%と見込みます。

(4) 目標年度のごみ処理フロー

現在の新9種分別収集体制は、集団回収、拠点回収を含めると、ほぼ「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」の類型Ⅱの体制となっています。

当面、新9種分別収集体制を維持し、清掃センターの施設整備を検討するときに、処理方法と整合性のとれた収集体制とするよう併せて検討することとします。



※現行フローとの比較 燃やすごみ・剪定くずが減少、産業廃棄物は受入れせず、焼却処理量が9,757トン減少。集団回収での回収量が3,908トン増加。



## 第6章 目標達成に向けた取り組み

### 第1節 第5次長期総合計画における基本計画と主な取り組み

基本計画	主な取り組み内容
ごみの減量と3Rの推進	分別収集によるごみの適正処理の推進
	資源ごみ集団回収等によるリサイクルの推進
	生ごみ処理容器設置補助等による生ごみ減量施策の推進
	家庭ごみ一部有料化の検討
	生ごみ等のバイオマス利活用構想の策定
地域環境美化活動の推進	環境美化活動及び啓発の推進
	不法投棄防止活動の推進
	ごみステーションの適正管理の推進
廃棄物処理施設の機能維持と長寿命化対策の推進	廃棄物処理施設の適正な維持管理の推進
	長寿命化計画に基づく整備の推進

### 第2節 本計画における取り組み

本計画においては、第5次長期総合計画に定めた内容を推進するため、以下の取り組みを検討・推進します。

#### (1) 排出抑制と減量化の取り組み

- ①各家庭での生ごみ堆肥化を推進するため、処理容器の設置への補助を継続します。また、正しい容器の使用のアドバイス、ほかしやえひめA12の普及などを行い、継続して使用できるようサポートを行います。  
取り扱いが比較的簡単なダンボールコンポストの普及や、ケーブルテレビ番組での広報などで幅広い年齢層へ普及するように取り組みます。
- ②不要品伝言板の運営を引き続き行うとともに、リサイクルショップ等の情報を市民に提供し、リユースを促進します。
- ③事業者に対する減量指導や、施設での搬入指導を行い、事業系ごみの排出抑制に取り組みます。  
また、過剰包装について、無駄を減らすよう働きかけます。
- ④事業系の生ごみ、木くず等、民間で資源化が行われるものは、民間施設での処理を促進し、市のごみ処理量を削減します。

## (2) 資源化の取り組み

- ①資源ごみ集団回収が、市内全域で取り組まれるよう、実施団体を増やします。また、古布の回収を実施団体に呼びかけます。
- ②食用油は拠点回収の実施を検討します。
- ③小型家電など、住民による分別以外に、施設での分別により資源化が可能なものは随時検討します。

## (3) 収集に関する取り組み

- ①現在の新9種分別収集の定着を図り、適正なごみ処理を推進します。

### 重点事項

- びん = キャップの取り除き、陶器やガラスコップの混入の防止
- プラスチック製容器包装 = 汚れを取る、対象外のプラスチックを入れない
- 不燃物 = 大型ごみ(30cm以上)を入れない
- びん・缶、ペットボトル = コンテナやネットへのバラ排出の徹底

- ②収集の効率性などを踏まえステーション方式による収集を継続します。  
ごみステーションの適正な維持管理のため、自治会等へのネットの支給、ボックス設置への補助等の支援策を検討するとともに、今後も自治会と協力して取り組みます。
- ③ごみ収集カレンダー、分別大辞典の作成・配布を行うとともに、出前講座等で正しい出し方の周知を図ります。プラ製容器包装の汚れの取り方については、市民からの問い合わせが多いため、基準を作成し周知します。また、リサイクルの仕組みを周知し、正しい分別への理解につなげます。
- ④収集方法等の改善の検討  
剪定ごみの大きさ等の条件変更が収集・処理の上で可能か検討します。

## (4) 処理に関する取り組み

- ①施設の適正な維持管理に努め、適正な処理を継続します。
- ②施設の稼働期間が長くなるにつれて、維持補修費の増加や、大規模な補修が必要になることが予想されるため、長寿命化計画を策定し、施設の長寿命化と投入費用のバランスのとれた維持管理を行います。
- ③焼却ごみについては、今後の減量施策によりごみ質の変化が予想されるため、変化に対応した運転方法等を検討します。

#### (5) 経費軽減に関する取り組み

- ① 効率的な収集・処理・処分に努め、経費の削減を図ります。
- ② ごみ量・ごみ質の変化とごみ処理経費の連動を明らかにする経費の分析を行い、ごみ減量が経費の減少にもつながるよう見直しできる項目を検討します。
- ③ 長寿命化計画により、施設整備補修費と施設更新費用のトータルコストを削減します。

#### (6) レジ袋削減・マイバッグ持参推進の取り組み

レジ袋削減推進協議会、地球高温化対策地域協議会と協議、協力しながらレジ袋削減・マイバッグ持参推進に取り組みます。

#### (7) バイオマス利活用の取り組み

バイオマス利活用の構想については、本計画とは別に検討を行う予定ですが、本計画で処理することとしている廃棄物で有効利用できるものを抽出し、バイオマスとしての利活用に取り組みます。

#### (8) 不法投棄防止・まち美化の取り組み

自治会、環境美化推進員、環境美化推進協議会、愛媛県等の関係機関等と連携し、適正なステーション管理、不法投棄防止、まち美化の推進に取り組みます。

#### (9) 環境学習の取り組み

小学生から高齢者まで、幅広い年代の人が、環境学習の多くの機会に出会えるよう教育委員会、公民館、高齢者生きがい創造学園、環境市民会議等とともに取り組みます。

### 第3節 家庭ごみ有料化の検討

平成17年度の新居浜市の一人一日当たりの排出量が1,486グラムと全国平均に比して400グラムほど多いこと、リサイクル率が平成11.4%（17年度）と全国平均より6%以上低いこと及び当時使用可能年数が15年ほどと推定されていた菊本最終処分場の延命化の必要性から、平成18年6月に「家庭ごみの有料化について」新居浜市廃棄物減量等審議会へ諮問を行いました。

平成19年2月に同審議会より「家庭ごみの有料化は、市民のごみに対する意識改革を促進し、

ごみの発生抑制を図ろうという手法であり、ごみの減量化、リサイクルの推進に一定の効果があることから、その導入の必要性を認める。」との答申を受けました。

その後、平成 21 年のまちづくり校区集会等で、燃やすごみ、不燃ごみ、大型ごみについて有料化する「家庭ごみ一部有料化計画」と、分別収集方法の変更案を市民に説明しました。いずれも平成 21 年 10 月の実施を予定していました。

しかし、有料化については、連合自治会から下記の内容の見送り要望があり、H21 年 10 月の実施は先送りとすることとしました。

#### 連合自治会の要望内容

家庭ごみの一部有料化について、一定の理解はできるが、次のことから平成 21 年 10 月実施の見送りを要望する。

- ①金融危機、石油製品の高騰、物価の上昇、後期高齢者医療・税制など高齢者の負担増など経済情勢が厳しい状況となっている。
- ②家庭ごみの減量について市民に啓発を図るとともにさらに減量施策を行う必要がある。
- ③自治会未加入者の対策、不適正排出者、不法投棄防止策、適正なステーション管理等の検討を行う必要がある。
- ④有料化と分別を同時に実施すると混乱するので、リサイクルが推進できる分別方法の変更を先行させる必要がある。
- ⑤高齢者のごみ出しや剪定ごみの対策の検討が必要である。

その後、分別収集方法の変更については、予定通り平成 21 年 10 月から、新 9 種分別収集を実施し、清掃センターへのリサイクル推進施設の整備と併せて、リサイクルの推進とごみ減量に取り組んでいます。

このような取り組みにより、ごみ量は、平成 16 年の 75,588 トンをピークに減少し、平成 22 年は、47,364 トンとなっています。そのうち、事業ごみについては、減量対策として平成 20 年 4 月に料金改定を行い、平成 16 年の 18,189 トンから平成 22 年は 12,492 トンに減少しています。一人一日当たり排出量も平成 16 年の 1,625 グラムをピークに、平成 22 年は、1,035 グラムまで減少しています。リサイクル率は、平成 16 年の 10.8%から平成 22 年は 19.1%と全国平均とほぼ同じになっています。最終処分量は、平成 16 年当時 13,375 トンあったものが、リサイクル推進施設の充実等により、平成 22 年は 1,744 トンにまで縮小しています。

平成 23 年 3 月に策定した第五次長期総合計画においては、家庭ごみ一部有料化の検討を主な取り組み内容の一つとしていますが、減量政策の効果もあって、ごみ処分量及び埋め立て量が減少傾向にあること、市民生活に影響のある有料化以外の政策で徹底した減量を図る必要性があることなどから、ごみの排出抑制・減量化・資源化の推進など多面的に取り組んでいく中で、家庭ごみの有料化については慎重に検討してまいります。

#### 第4節 処理施設の整備

清掃センター、最終処分場ともに、周辺環境への影響、処理能力等に問題はなく、本計画期間内は現施設の更新の必要はありません。

- ①清掃センターは、長寿命化計画に基づく計画的整備と、ごみ減量の取り組みでなるべく長期間使用することを目指します。
- ②長寿命化計画に基づき、ボイラー改良等によるエネルギー回収の向上や省電力機器への交換等による省エネルギー化を目指します。  
また、発電効率の向上等により、電力会社からの受電量の低減に努めるとともに、余剰電力の売却について電力会社と協議を進めます。
- ③最終処分場は、新たな処分場が不要になるよう、引き続き処分量の低減に努めます。  
現在のところ、処分量の削減により、数十年に及ぶ使用が可能となっていますが、長期間の適正な施設機能の維持ができるよう、計画的な補修・維持管理に努めます。